

令和7年第2回南那須地区広域行政事務組合議会定例会会議録

令和7年2月26日（水）

開会 午前10時00分

閉会 午後 4時31分

◎出席議員（11名）

1番	益子純恵	2番	堀江清一
3番	相馬正典	4番	小川洋一
5番	大金清	6番	小川正典
7番	青木敏久	8番	高野泉
9番	高木洋一	10番	川俣義雅
11番	渋井由放	12番	中山五男

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

組合長	川俣純子
副組合長	福島泰夫
事務局長兼会計管理者兼管理課長	小口正一
病院長	宮澤保春
消防長	川俣寿行
消防本部次長兼総務課長	加藤勇
病院事務長兼医事課長	梅山裕隆
総務課長兼会計室長	小野里広美
病院総務課長	津久井友江
次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長	大谷光幸
消防本部予防消防課長	佐藤栄一

◎職務のため出席した者の職氏名

書記長（兼）	小口正一
議事係長	堀江辰徳
書記	齋藤晋太郎
書記	和田敦子

○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 (議案第1号) 南那須地区広域行政事務組合情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について (組合長提出)
- 日程第4 (議案第2号) 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正について (組合長提出)
- 日程第5 (議案第3号) 令和6年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算(第5号)の議決について (組合長提出)
- 日程第6 (議案第4号) 令和6年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法の変更について (組合長提出)
- 日程第7 (議案第5号) 令和7年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について (組合長提出)
- 日程第8 (議案第6号) 令和7年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法について (組合長提出)
- 日程第9 (議案第7号) 令和7年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決について (組合長提出)
- 日程第10 (発議第1号) 南那須地区広域行政事務組合議会会議規則の全部改正について (議員提出)
- 日程第11 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（中山五男） おはようございます。今日は朝から気温が上がりまして、春の訪れに心も浮き立つような陽気になっておりますが、議場内の皆様にはそれぞれの定例会が過ぎるまでは、なかなか心休まることはないのではないかと思います。そのような中ではありますが、本日は全員ご出席をいただいております。本当にありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第2回南那須地区広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

ここで、議会開会にあたり、組合長の挨拶を求めます。

川俣組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） おはようございます。

令和7年第2回南那須地区広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、誠にありがとうございます。議会開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

令和6年度も残すところ一月余りとなり、組合としての事業はおおむね計画どおりに執行しておりますことをご報告させていただきます。

さて、今回審議をお願いする令和7年度の予算案でございますが、諸物価高騰に賃金の引上げが追いついていないことや、官民格差を是正するために約30年ぶりとなる高水準の人事院勧告が行われ、一般会計においては約9,100万円増、病院事業会計においては1億5,000万円増の人件費計上となっております。このような厳しい財政状況下において、無駄を省き、効率的な事業推進を最優先とし、予算編成をいたしました。

また、ごみ処理・し尿処理施設の施設整備、那須南病院の施設整備などの事業推進に加え、各施設の老朽化対策等が喫緊の最重要課題となってございますので、今後に向けて検討を行ってまいります。

当組合といたしましては、議員の皆様と様々な施策について十分な審議をするとともに、組合のあるべき姿を共有し、合意形成のもとに事業を進めてまいりますので、深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日の定例会であります。執行部から提出します議案は7件で、内訳は条例改正2件、

一般会計に係る令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算でございます。また、3名の議員より一般質問の通告があり、非常に過密な日程となっておりますが、何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げ、議会開催の挨拶といたします。

○議長（中山五男） 以上で組合長の挨拶が終わりました。

本日の議事日程につきましては、事前配付のとおりであります。

これより議事日程に基づき、議事に入ります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山五男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本件については、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に1番 益子純恵議員、2番 堀江清一議員の2名を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（中山五男） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 （議案第1号）南那須地区広域行政事務組合情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について

○議長（中山五男） 日程第3 （議案第1号）南那須地区広域行政事務組合情報通信技

術を活用した行政の推進等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。川俣組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） 議案第1号 南那須地区広域行政事務組合情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の趣旨にのっとり、法令で行政手続を書面等で行うことが定められている場合でも、個別の法令を改正することなくオンライン化を可能とするための条例でございます。

組合の執行機関等のコンピューターと、住民や事業者のコンピューターをインターネット等で接続したオンラインシステムを利用して、申請等の行政手続を行うことを可能とし、住民及び事業者の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、必要な整備を行うものであります。

詳細につきましては総務課長より説明させますので、何とぞ慎重審議を賜りまして可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 小野里総務課長。

○総務課長兼会計室長（小野里広美） では、議案第1号について補足説明を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

第1条は、目的として組合の機関等に係る行政手続等について、書面等に加えてコンピューターを使用し、インターネット等で接続をしたオンラインシステムを利用して行政手続を可能とすることを定めるものでございます。

第2条は定義として、用語の意義を第1号から第10号まで定めております。

第3条第1項は、条例等により書面で行うと規定されている申請等を個別に条例等の改正をせずにオンライン化を可能とする規定。

2ページをご覧ください。

第2項は、オンラインによる申請が行われた場合、個別条例等の規定に定めた書面等とみなして適用する規定。

第3項は、ファイルの記録の完了についての規定。

第4項は、オンラインによる申請で署名を義務づける規定。

第5項は、オンラインによる申請においての手数料納付についての規定。

第6項は、対面による本人確認・原本確認が必要がある場合において部分的にオンライン申請を認める規定。

第4条第1項は、処分通知等のオンライン化を可能とする規定。

第2項は、オンラインにより行われた処分通知等は、本来の書面等と同様とする規定。

第3項は、オンラインによる処分通知は、処分を受ける者の電子ファイルに記録されたときに到達とする規定。

第4項は、署名等を義務づけているものについて、処分通知を行った者の氏名または名称を明らかにするための手段をもって代えることができる規定。

第5項は、対面による本人確認・原本確認が必要がある場合において部分的にオンラインを認める規定。

3ページをご覧ください。

第5条第1項は、電磁記録による縦覧等に関する規定で、組合の機関が書面等を縦覧することとしているものについて、コンピューター等の電磁的記録に記録されている事項の縦覧をもって代えることができる規定。

第2項は、電磁的記録により行われた縦覧等を書面により行われたとみなす規定。

第6条第1項は、条例等において書面等により作成、保存することとしている台帳、調書等について、コンピューター等を利用して電磁的記録により行うことができる規定。

第2項は、電磁記録により行われた作成等は書面等で行われたとみなす規定。

第3項は、条例等で書面等により署名等を義務づけているものについて、電磁的記録により行う場合は、作成等を行った者の氏名又は名称を明らかにするための他の手段をもって代えることができる規定。

第7条は、適用除外についての規定。

第8条は、情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表に関する規定。

第9条は、規則への委任について規定するものです。

附則については、施行期日を令和7年4月1日と規定するものであります。

以上で議案第1号に係る補足説明を終わりにいたします。

○議長（中山五男） 以上、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

条例案の後ろに既に解説つきの参考資料等もついておりますので、おおむねご理解いただけたと思いますが、特に質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第1号 南那須地区広域行政事務組合情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 意義なしと認めます。よって、議案第1号 南那須地区広域行政事務組合情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 （議案第2号）南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（中山五男） 次の議案に入ります。

日程第4 （議案2号）南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。川俣組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） 議案第2号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和6年8月の人事院勧告に基づき、国家公務員と同様に、組合職員の給料及び手当等について改正を行うものであります。

令和7年1月の臨時議会におきまして、人事院勧告に基づいた改正をさせていただきましたが、人事院は国家公務員の給与制度について、人材確保等現下の公務員人事管理上の重点課題に対応するため、時代の要請に即した制度転換を勧告いたしました。当組合におきましても同様の課題を抱えていることから、給与制度を整備するものでございます。

主な改正内容ですが、1点目は給与制度のアップデートとして、人材確保への対応とし、若年層の採用等における競争力のある給与水準の設定並びに職務や職責をより重視した給料体系の整備でございます。

2点目は、地域手当の支給地域の単位の広域化。

3点目は、通勤手当の支給限度額の引上げ。

4点目は、扶養手当の見直し。

5点目は、管理職特別勤務手当の支給対象の時間帯の拡大。

6点目は、再任用された職員への手当支給の拡大でございます。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、可決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） 小野里総務課長。

○総務課長兼会計室長（小野里広美） では、議案第2号について補足説明をいたします。

本案は、令和6年8月の人事院勧告に基づき、国家公務員と同様に、組合職員の給料及び手当等について改正を行うものです。

第1条、職員の給与に関する条例について説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

第4条第6項第1号において55歳を超える職員、第2号において職務の級が6級以上である者については、勤務成績に応じて昇給をする改正となっております。

続きまして、第8条第2項第1号は、扶養手当において配偶者を扶養親族から削除いたします。

第3項において、子の扶養手当を1人につき1万3,000円に改正。

第4項において、満15歳から22歳までの子を「特定期間」としていたものを、「当該期間」と改める規定。

第9条は削除。

第9条の2、医師だけでなく給料表の適用を受ける職員に地域手当を支給する規定の追加でございます。

地域手当の支給地域等の見直しにより、市町村単位から都道府県へ広域化され、栃木県は5級地、支給割合を4%となったことによる改正です。

なお、支給級地については、別途、規則において規定することとしております。

第9条の3は、医師への地域手当の規定です。

4ページ中段から6ページ中段にかけてですが、第11条、通勤手当の支給限度額を月15万円とし、新幹線等の特別料金等についても支給限度額の範囲内で全額支給することができる規定です。

6ページをご覧ください。

第20条の2、管理職員特別勤務手当は、平日深夜に係る支給手当対象時間の拡大をする改正です。

第21条第4項の期末手当につきまして、条例において過誤がありましたので削除。

7ページ、第22条第2項第1号は、勤勉手当の基礎額に地域手当を追加。

第3項につきましても過誤がありましたので削除。

第23条は、定年前再任用短時間勤務職員について手当の支給除外から住居手当を削除し、支給することができる改正。

第24条は、見出しの訂正及び地域手当を追加。

議案書7ページから16ページの別表第1、第2は給料表のアップデートの表となります。1月に上程しました条例改正の給料表と比べますと、行政職給料表3級から7級の各級の初号近辺の俸給月額を引き上げて早急に昇格した場合のメリット拡大を図るとともに、民間人材等を採用する際の給与額を引き上げる表に改正されております。また、新たな俸給表に移行する際にカットされる号俸に在職する職員は、当該級の新しい初号に切り替えることとなります。

なお、行政職給料表以外の給料表においても同様の改正を行います。

17ページをご覧ください。

別表第4は、医療職給料表(1)等級別職務基準表に参与を追加するものです。

第2条、技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例について説明いたします。第2条において、手当の種類に地域手当を追加、新たに第4条の2で地域手当の支給について追加するものでございます。給料表並びに切替え表は別途規則にて改正となります。

第3条、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明いたします。

附則第3条第7項は、暫定再任用職員の手当の支給除外であった住居手当を削除し、支給対象とする改正でございます。

18ページ、19ページの附則は、施行期日は令和7年4月1日、号給の切替え、切替日前の異動者の号給の調整、扶養手当の経過措置、地域手当の経過措置、通勤手当の経過措置、規則への委任、育児休暇等に関する条例の任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例について定めております。

最後に、20ページから29ページまでが、附則別表として、初号から号給の切替え表となっております。

以上で議案第2号に係る補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中山五男） 以上、提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。
小川議員。

○6番（小川正典） つまらない質問です。2ページと3ページに関わるんですけども、第9条を削除となりまして、9条がないにもかかわらず、第9条の2、3、4となるんですけども、こういう姿というのはこれであり得る姿なのか、あるいはミスなのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（中山五男） 総務課長。

○総務課長兼会計室長（小野里広美） こちらの改正は、県からの準則というものが流れてきておりまして、県の準則に沿って第9条は削除。その後に、9条の2ということで地域手当を追加というか、そういったところを出しているのです、この作り方が誤りではないと思います。

○議長（中山五男） ご理解できましたか。

○6番（小川正典） 了解しました。

○議長（中山五男） どうぞ、堀江議員。

○2番（堀江清一） この改正で地域手当というのが書いておるのですが、この改正によって全体で人件費等どれぐらい増額になるんでしょうか。お伺いします。

○議長（中山五男） 総務課長。

○総務課長兼会計室長（小野里広美） 地域手当ですが、一般会計で961万7,000円、病院会計で1,241万7,000円、合計で2,203万4,000円の増と、当初予算ではなっております。

○2番（堀江清一） はい。了解しました。

○議長（中山五男） そのほか、質疑、質問ございませんか。

那須烏山市の議会では、昨日このことが提案されまして、もう既に議決されているところでもあります。

それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、採決いたします。議案第2号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 （議案第3号）令和6年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第5号）の議決について

◎日程第6 (議案第4号) 令和6年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法の変更について

○議長(中山五男) 日程第5 (議案第3号) 令和6年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算(第5号)の議決について、日程第6 (議案第4号) 令和6年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法の変更についての2議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。川俣組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長(川俣純子) 一括上程となりました議案第3号及び議案第4号について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第3号 令和6年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算(第5号)の議決について説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出をそれぞれ2,477万4,000円増額しまして、予算総額を25億8,133万4,000円とするものであります。

歳入歳出について主なものを説明いたします。

まず、歳入につきましては、分担金及び負担金において、地方交付税算入額の確定により645万6,000円を減額、財産収入において353万4,000円を増額、繰越金において前年度繰越金の確定により2,789万6,000円を増額。組合債において、消防債の確定により20万円を減額するものであります。

次に、歳出につきましては、総務費においては昨年4月の人事異動に伴う人件費の精査及び財政調整基金への積立てにより、2,314万7,000円を増額するもので、衛生費においては、病院事業整備基金の利子増分、保健衛生センター施設整備基金の利子増分、昨年4月の人事異動に伴う人件費の精査、一般廃棄物処理施設整備費では、基金運用を債券運用へ転換したことによる利子増分、衛生費全体では368万7,000円を増額するものであります。

消防費においては、人件費の精査、栃木北東地区消防通信指令事務協議会負担金の確定による減額と、災害対応無人航空機、いわゆるドローンの購入費等の確定により、特定財源となる地方債を減額し、消防費全体では206万円を減額するものであります。

続いて、議案第4号 令和6年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方

法の変更については、議案第3号の歳入で説明しましたが、地方交付税算入額の確定に伴い、負担金の額及び負担の方法を変更するもので、組合格約第13条第2項の規定により議決を求めるものであります。

以上、議案第3号及び議案第4号について説明をいたしました。議案第3号及び議案第4号に係る詳細につきましては管理課長から説明をさせますので、何とぞ慎重審議を賜りまして可決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中山五男） 管理課長、小口君。

○事務局長兼会計管理者兼管理課長（小口正一） それでは命によりまして、議案第3号

令和6年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第5号）の議決について及び議案第4号 令和6年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担方法の変更についてに関する詳細説明をいたします。

初めに、議案第3号であります。今回の補正予算は、人件費の精査や地方交付税算入額の確定のほか、年度末を迎え各種事務事業の確定や見込みがついたものなど、最終的な調整を行い編成したものでございます。

一般会計補正予算書（第5号）の2ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正は、歳入歳出それぞれ2,477万4,000円を増額し、予算総額を25億8,133万4,000円とするものであります。

3ページをご覧ください。第2表地方債補正では、事業費の確定に伴い、地方債を20万円減額補正するものであります。

続いて、事項別明細書に従って説明いたしますので、6ページをお開きいただきたいと思います。

2、歳入となります。

1款分担金及び負担金では、那須烏山市に算入されます地方交付税の広域行政分が確定したことに伴い補正するもので、1項2目衛生費負担金、1節保健衛生費負担金では、病院費負担金で660万1,000円の減、斎場費負担金で12万2,000円の減、節全体で672万3,000円減額するものであります。

2節清掃費負担金では、し尿処理費負担金で10万6,000円の増、ごみ処理費負担金で2万1,000円の増です。節全体で12万7,000円増額するものであります。

3目の消防費負担金では、14万円増額するものであります。

4款財産収入、1項2目利子及び配当金では、昨年3月19日の金融政策決定会合で、日

銀はマイナス金利を解除し、同年7月に0.25%の利上げを行い、その後、市場金利の動向を注視していましたが、極端な金利上昇が見込まれないことから、昨年度末に定期として保有していた定期を解約し、一部は債権購入に、残りは新たに定期として積み替えた結果として、利子収入の増により353万4,000円の増額補正をするものであります。

7款繰越金では、前年度繰越金の確定により2,789万6,000円増額するものであります。

9款組合債、1項1目消防債では、事業費確定に伴い、消防施設整備事業債が確定したため20万円を減額するものであります。

続きまして、3、歳出について説明いたします。7ページをご覧ください。

2款総務費、1項1目一般管理費では、人件費の精査により管理職手当で31万1,000円の減、共済組合負担金で6,000円の増、目全体で30万5,000円を減額するものであります。

2目財産管理費は、財政調整基金への積立金として2,345万2,000円の増、2款総務費全体で2,314万7,000円を増額するものであります。

3款衛生費、1項1目保健衛生総務費では、病院事業整備基金の利子分を積立金として2万5,000円増額するものであります。

2項1目清掃総務費では、保健衛生センター施設整備基金の利子分等を積立金として3万2,000円増額するものであります。

3目ごみ処理費では、人件費の精査により、児童手当で54万円の増、共済費で37万4,000円の減、目全体で16万6,000円の増額となります。

4目一般廃棄物処理施設整備費では、基金利子の確定や債券購入に伴う利息収入に係る積立金で316万4,000円の増、項全体で366万2,000円増額するものであります。

8ページをご覧ください。

4款消防費、1項1目消防総務費では、人件費の精査に加え、栃木北東地区消防通信指令事務協議会負担金の確定に伴い、目全体で186万円減額するものであります。

2目消防施設整備費では、災害対応無人航空機、いわゆるドローンに係る事業費確定に伴い20万円の減、項全体で全体で206万円減額するものであります。

5款公債費、1項1目元金では3万2,000円の増、2目利子では3万2,000円の減、これは元利均等償還を採用してございまして、令和6年度の当初予算編成時に想定していた利率が入札により低くなったことから、償還利子の減分を元金に充てることとなったため、項全体でプラスマイナス0円となります。

9 ページ、10 ページは給与費明細書となっております。説明は割愛させていただきます。
11 ページをご覧ください。

こちらの調書は、令和6年度中に借り入れた地方債に係る前々年度末、前年度末、令和6年度中の増減、令和6年度末の現在高等を表したものになります。

以上までが議案第3号の説明となり、続きまして議案第4号に移ります。

議案第4号をご覧ください。

今回の補正により、那須烏山市の負担が645万6,000円減の15億1,139万2,000円となり、市町を合わせた負担金の総額を22億8,440万2,000円とするものであります。

以上で、議案第3号 令和6年度一般会計補正予算(第5号)並びに議案第4号 令和6年度負担金の額及び負担の方法の変更についての詳細説明を終わります。

なお、病院事業会計に関しましては、歳入歳出ともに執行状況等を精査した結果、補正を要しないとの判断に至ったことから、2月定例会に上程されていないことを補足させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長(中山五男) 以上、2つの議案の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。詳細な説明があったところではありますが、質疑はありませんか。
11番、洪井議員。

○11番(洪井由放) このお金の流れは、特別このとおり細かく説明いただきましたので理解できたんですが、まず、3ページの地方債の補正なんですが、利率というのがあるんです。こんなにはかからないのは分かっているんですが、ここが4%以内となっているんですが、那珂川町は分かりませんが、那須烏山市の場合は2.5%以内になっているんです。だから、那須烏山市が、2.5%で那須烏山市の議員が承認していて、何で4%の高いのを承認するんだと。新しい予算にも当然関わってくるんですが、この辺は今後、那珂川町も那須烏山市もそういうのを見て、できれば安いほうにしてもらいたいんじゃないかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長(中山五男) 小口課長、答弁。

○事務局長兼会計管理者兼管理課長(小口正一) ただいまの洪井議員のご質問に対して

お答えしたいと思います。

市の議案書も、私も目を通させていただいて、確かに2.5%というのを確認してございます。こちら4%にした理由ですけれども、本当に昔のことですけれども、私が入った頃、もう30年以上前ですが、その頃は、5%、6%は当たり前の時代なんですね。

○11番（渋井由放） 7%。

○事務局長兼会計管理者兼管理課長（小口正一） 7%、ございました。先ほどもお話をさせていただいていた、マイナス金利の、要はなくしたというのもあって、今は右肩上がりに金利の上昇傾向が続いているところでございます。

そういったことを踏まえた上で、この後の当初予算のお話をさせていただきますけれども、あくまでも上限値というか、超える金利が想定されないかということ誰も分からないということがございますので、組合といたしましては、定例会、年2回でございますけれども、あまり議会を開く回数が少ないものですから、このような4%という率で定めさせていただいているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中山五男） 11番、渋井議員。

○11番（渋井由放） 理解はしているんですよ。ただ、もうちょっと連携を取ってやらないと、我々、那須烏山市から来ている者は納得できないと思うんで、今後はそういうことで、調整というか、那須烏山市が2.5%いかないと言っているのに、お金を出しているほうは4.0%で高いとなりかねないので、以降、そういうのを調整していただければと要望して終わります。

○議長（中山五男） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。なお、採決は1件ごとに行います。

議案第3号 令和6年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第5号）の議決については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 令和6年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第5号）の議決については、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第4号 令和6年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法の変更については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 令和6年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法の変更については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 （議案第5号）令和7年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について

◎日程第8 （議案第6号）令和7年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法について

◎日程第9 （議案第7号）令和7年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決について

○議長（中山五男） 日程第7 （議案第5号）令和7年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について、日程第8 （議案第6号）令和7年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法について及び日程第9 （議案第7号）令和7年度南那須

地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決についての3議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。川俣組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長(川俣純子) 一括上程となりました議案第5号、議案第6号及び議案第7号について提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第5号 令和7年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について説明いたします。

昨年3月の金融政策決定会合において、日銀はマイナス金利政策の解除を打ち出し、その背景には、コロナ禍以降、雇用が回復し人手不足による人件費が高騰、さらに円安による輸入品価格の上昇や世界情勢の混乱によるエネルギー価格高騰など、社会経済の正常化が望まれる中、先の衆議院総選挙で自民党は少数与党になるなど、先を見通せない状況下の基、関係市町は依然として厳しい財政状況であること、組合の財源の多くが関係市町の負担金で賄われていることなどを十二分に理解し、創意工夫をもって事務のさらなる効率的な運用に努めなければなりません。

令和7年度予算については、それらの厳しい財政状況を再認識し、効率的・効果的な事業推進を目指し、事務事業の見直しを図り、予算編成に取り組んだところであります。

令和7年度一般会計予算の総額は、前年度予算と比較して2億7,003万円増の、歳入歳出をそれぞれ27億5,573万円とするものであります。

まず、歳入の主なものについて説明いたします。

初めに、分担金及び負担金は関係市町からの負担金でありまして、前年度比1億7,708万4,000円増、24億6,794万2,000円とするものであります。

次に、使用料及び手数料は前年度比106万2,000円減の4,920万2,000円、国庫支出金は前年度比4,606万2,000円の皆増、県支出金は前年度比4万9,000円増の562万7,000円、財産収入は前年度比301万2,000円増の328万4,000円、繰入金は前年度比7,498万8,000円減の4,037万4,000円、繰越金は前年度と同額の500万円、組合債は前年度比1億2,040万円増の1億2,370万円とするものであります。

続いて、歳出の主なものについて説明いたします。

初めに、総務費は昨年の人事院勧告などにより、前年度比795万4,000円増の1億

1,545万6,000円、衛生費は病院事業への負担金・補助金のほか、斎場費、し尿処理費、ごみ処理費などの運営経費と一般廃棄物処理施設整備費などで前年度比7,408万7,000円増の15億8,722万9,000円とするものであります。

次に、消防費は、車両整備計画に基づく車両更新などで前年度比2億894万8,000円増の10億3,800万1,000円とするものであります。

続いて公債費は、普通債3件で、災害復旧事業債で2件の償還が終了したことにより、前年度比2,060万6,000円減の865万4,000円とするものであります。

全体的な予算総額は押し上げたものの、国庫補助金の活用や充当率が高く交付税措置がある起債の借入に努め、市町の負担金の増を極力抑えることを主眼とし、予算編成をしております。

続いて、議案第6号 令和7年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法については、令和7年度の関係市町の負担金の額及び負担の方法について、組合同約第13条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第7号 令和7年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決について提案理由の説明を申し上げます。

自治体病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしています。人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化、諸物価高騰による支出の増、また人件費に関しても、診療報酬に盛り込まれた分をはるかに超える人事院勧告が発せられるなど、極めて厳しい状況に追い込まれています。

那須南病院においても厳しい経営状況が続いておりますが、施設設備の老朽化や狭隘化の問題、医療需要の変化による人工透析の増床などの課題もあり、将来にわたり地域住民が安心して医療を受けられる環境を整えるため、建て替えについての検討を進めたところであります。

そのような中、令和7年度の予算でございますが、予算第2条に定めます業務の予定量は、年間患者数を入院で4万9,275人、外来で7万9,488人を見込み、その確保に全力を傾けてまいります。

次に、予算第3条に定めます収益的収入及び支出の予算額は、病院事業収益、病院事業費用、それぞれ33億3,000万円とするものであり、前年度に比べて3.4%、1億1,000万円の増となっております。

また、予算第4条に定めます資本的収入及び支出の予算額、資本的収入を4億24万2,000円、資本的支出を5億2,736万6,000円とし、収支不足額の1億2,712万4,000円について、過年度分損益勘定留保資金で補てんをするものであります。

以上、概略の説明を申し上げましたが、那須南病院では本地域唯一の二次救急医療を担う病院群輪番制病院であり、本地域に欠くことのできない病院であることを十分にご理解いただき、今後とも支援のほどお願いしたいと思います。

なお、詳細につきましては、議案第5号及び議案第6号については管理課長から、議案第7号については病院総務課長から説明をさせますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、可決くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（中山五男） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時にしたいと思います。よろしく願いいたします。

【休憩】（午前10時51分）

【再開】（午前11時00分）

○議長（中山五男） それでは、再開をいたします。
管理課長から補足説明があります。

○事務局長兼会計管理者兼管理課長（小口正一） それでは命によりまして、議案第5号令和7年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決について及び議案第6号令和7年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法に関する詳細説明をいたします。

初めに、議案第5号であります。一般会計予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算、令和7年度一般会計予算の総額は歳入歳出それぞれを27億5,573万円とし、前年度に比べ10.9%増で、金額的には2億7,003万円の増額となります。

4ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、継続費については、新しいごみ処理施設建設に向けた事業の進捗遅延に伴う施設延命化を目的とする支援業務並びに昨年度末に環境省より発出された中長期的ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に向けた支援業務を継続費を活用し、令和7年度、8年度の2か年で実施するものを掲出したものであります。

第3表、地方債については、救助工作車の更新により、車体部分及び救助資機材の購入の

ために消防施設整備事業債を充てて、それらを合わせた限度額を9,320万円とするもの。それらに加え、水銀に関する水俣条約に起因した蛍光灯の製造と輸出入を2027年末までに禁止することが合意されたことに伴い、組合保有の施設照明のLED化改修工事に脱炭素化推進事業債を充てて、それら4施設の改修工事に対する限度額を3,050万円とするものであります。

6ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出予算事項別明細書に沿って説明いたします。

まず、歳入となります。

1款、分担金及び負担金、1項1目総務費負担金では事務局の運営経費で、前年度より394万8,000円減の9,483万4,000円とするものであります。

2目衛生費負担金では1億1,444万9,000円増の14億7,493万8,000円とするものであります。

3目消防費負担金では6,658万3,000円増の8億9,817万円とするものであります。

増減の主なものを説明いたします。

一般管理運営費負担金は、昨年8月の人事院勧告に伴う人件費の増要因があるものの財政調整基金を充てたことによる減によるもの。病院費負担金は、県補助金の減や新病院建設に向けた準備に要する経費増により、3,346万8,000円増の7億2,879万7,000円。斎場費負担金は、LED化工事請負費の追加により246万6,000円増の3,767万4,000円。し尿処理費負担金は、斎場費と同様に、LED化工事請負費の追加により922万3,000円増の1億6,803万9,000円。ごみ処理費負担金においては、人事院勧告に伴う人件費の増に加え、経年劣化による機器修繕費等の底上げが影響し、6,927万4,000円増の4億4,062万5,000円とするものであります。一般廃棄物処理施設整備基金費負担金は、前年同額の9,000万円とするものであります。

3目消防費負担金では、人事院勧告に伴う人件費の増に加え、救助工作車の更新などにより6,658万3,000円増の8億9,817万円とするものであります。

1款分担金及び負担金の合計は、1億7,708万4,000円増の24億6,794万2,000円となり、歳入総額の約89.6%を占めることとなります。

2款使用料及び手数料、1項1目衛生使用料では、斎場使用料として前年度同額の750万円とするものであります。

2項1目衛生手数料では、し尿処理手数料及びごみ処理手数料として、ごみ搬入量の減などを見込み106万2,000円減の4,150万2,000円とするものであります。

2目消防手数料では、危険物施設設置許認可手数料として前年度同額の20万円とするものであります。

3款国庫支出金、1項2目消防費補助金では、緊急消防援助隊設備整備費補助金4,606万2,000円の皆増とするものであります。

7ページをご覧いただきたいと思います。

4款県支出金、1項1目衛生費県補助金では、病院群輪番制病院運営事業補助金で、補助単価の見直しに伴い4万9,000円増の562万7,000円とするものであります。

5款財産収入、1項1目財産貸付収入では、自動販売機及び施設の賃貸料で1万円増の27万7,000円とするものであります。

2目利子及び配当金では、財政調整基金利子、保健衛生センター施設整備基金利子及び病院事業整備基金利子は科目存置とし、一般廃棄物処理施設整備基金利子については、計8億円の債券に係る利息等として300万3,000円を見込み300万6,000円とするものであります。

5款2項1目物品売払収入及び6款1項1目一般寄附金についてはそれぞれ科目存置とするものであります。

8ページをご覧いただきたいと思います。

7款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金では、一般管理費における人件費増分やその他の財源としましたが、512万6,000円減の2,037万4,000円とするものであります。

2目保健衛生センター施設整備基金繰入金では、し尿処理施設及びごみ処理施設の財源調整により6,986万2,000円減の2,000万円とするものであります。

8款繰越金、1項1目繰越金では、前年度同額の500万円とするものであります。

9款諸収入、1項1目過年度収入及び2目弁償金は、科目存置とするものであります。

3目雑入では、資源物売払収入の減を見込んで、52万7,000円減の1,453万6,000円とするものであります。

10款組合債、1項1目消防債では、救助工作車の車体本体及び積載すべき資機材の更新に係る消防施設整備事業債として8,990万円増の9,320万円とするものであります。

2目脱炭素化推進事業債では、4ページ、第3表、地方債のところの説明させていただきました組合保有の4施設照明のLED化改修工事における起債として3,050万円皆増とするものであります。

続いて、歳出について説明いたします。9ページをご覧ください。

1款議会費、1項1目組合議会費では、議員各位の報酬、事務経費となります。なお、隔

年実施の議員視察研修がないため、35万3,000円減の139万円とするものであります。

2款総務費、1項1目一般管理費では、正副組合長等の報酬や事務経費に加え、人事院勧告に伴う人件費の増、広域行政センターの照明LED化改修工事など826万9,000円増の1億1,257万2,000円とするものであります。

11ページをお開きいただきたいと思います。

2目財政管理費では、予算書等の印刷代、公会計システムの保守、委託料やリース料、足利銀行における公金手数料の見直し・精査により31万5,000円減の278万4,000円とするものであります。

12ページをお開きいただきたいと思います。

2項1目、監査委員費では、監査委員2名分の報酬、令和6年度と同額の10万円とするものであります。

3款衛生費、1項1目保健衛生総務費では、在宅当番医制事業委託料は前年度と同額で、那須南病院に対する負担金・補助金が増となったことに伴い、3,353万5,000円増の7億4,422万8,000円とするものであります。

2目斎場費では、斎場の管理運営に要する経費であり、斎場施設のLED化改修工事を実施することから1,016万6,000円増の5,640万8,000円とするものであります。

13ページをご覧ください。

2項1目清掃総務費では、事務経費のほか、産休職員の代替とした会計年度任用職員の任用を予定していることや人事院勧告に伴う人件費の増により、1,730万7,000円増の3,903万5,000円とするものであります。

14ページをお開きいただきたいと思います。

2目し尿処理費では、需用費の減があるものの、委託料及び工事請負費の上昇、特に、事務室を含むし尿処理施設照明のLED化改修工事の実施により、115万1,000円増の1億5,960万8,000円とするものであります。

15ページをご覧ください。

3目ごみ処理費では、人事院勧告に伴う職員10名分及び会計年度任用職員8名分の人件費増のほか、16ページをお開きいただきたいと思います。定期改修工事において、ごみ処理施設の経年劣化等により手厚い補修を加えるなど、808万円増の4億6,091万4,000円とするものであります。

4目一般廃棄物処理施設整備費は、人事院勧告に伴う職員2名分の人件費増のほか、一般

廃棄物処理施設整備基金において、債券購入に伴う運用益を含め384万6,000円増の1億2,643万8,000円とするものであります。

17ページをご覧ください。

5目敦賀市民間最終処分場対策費では、上告審における訴訟事務費、郵送料の改定に伴い2,000円増の59万8,000円とするものであります。

18ページをお開きいただきたいと思います。

4款消防費、1項1目消防総務費では、消防職員の99名分の人件費をはじめ、消防車両などの維持経費、各種手数料、負担金、人事院勧告に伴う人件費増、那須烏山消防署照明LED化改修工事による増、栃木北東地区消防通信指令事務協議会負担金の減により7,393万4,000円増の8億8,560万6,000円とするものであります。

20ページをお開きいただきたいと思います。

2目消防施設整備費では、救助工作車の更新が大きく影響し、1億3,501万4,000円増の1億5,239万5,000円とするものであります。

21ページをご覧ください。

5款公債費、1項1目元金では、8件あった組合債のうち5件の償還終了により、2,051万9,000円減の840万円とするものであります。

2目利子では、8万7,000円減の25万3,000円とするものであります。

3目公債諸費では、科目存置として1,000円を計上するものであります。

6款予備費は、前年度同額の500万円とするものであります。

以上が、一般会計の歳入・歳出の詳細となります。

22ページから29ページは給与費明細書、30ページは債務負担行為に関する調書、31ページは地方債に関する調書、32ページは負担金明細書となります。また、別冊の令和7年度一般会計当初予算の概要は参考資料となりますので、ご高覧をお願いしたいと思っております。

以上までが議案第5号の説明となり、続きまして、議案第6号に移ります。

議案第6号をご覧ください。令和7年度における負担金の額及び負担の方法について説明いたします。資料といたしましては、A4横の表をご覧くださいと思います。

この表は、一般会計当初予算における、1款分担金及び負担金の詳細となり、連動するものであります。那須烏山市の負担金計は、地方交付税分を含め16億1,953万3,000円となり、令和6年度当初に比べ1億168万5,000円の増となりました。那珂川町の負担金は、8億4,840万9,000円となり、令和6年度当初に比べ、7,539万9,000円の増となりました。負担金の合計は、24億6,794万2,000円となり、令和6

年度当初に比べ、1億7,708万4,000円の増額となったところであります。

以上で、議案第5号 令和7年度一般会計予算並びに議案第6号 令和7年度負担金の額及び負担の方法についての詳細説明を終わりにします。

よろしく申し上げます。

○議長（中山五男） 津久井病院総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） では、続きまして、議案第7号 病院事業会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

予算書1ページをお開きください。第1条は、総則、第2条は、業務の予定量を定めるもので、病床数は、前年度と同じく150床に、年間患者数は、入院は前年度と同じ、4万9,275人、外来を前年より1,072人増の7万9,488人を予定しています。

主要な建設改良事業は、有形固定資産購入事業として、1億472万3,000円、施設整備事業として、1億702万4,000円、病院建設事業として、3,007万4,000円を定めるものであります。

次に、第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、病院事業収益、病院事業費用それぞれ33億3,000万円とするものであり、前年度に比べ約3.4%、1億1,000万円の増としております。

2ページをお開きください。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額となります。資本的収入を4億24万2,000円、資本的支出を5億2,736万6,000円とし、収支不足額の1億2,712万4,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとしております。

第5条は、企業債の限度額、第6条は、一時借入金の限度額、第7条及び第8条は、流用に関する事項を定めております。

第9条は、一般会計からの補助金の額を1億7,162万4,000円とし、第10条は、たな卸資産の購入限度額を4億4,860万5,000円にそれぞれ定めるものであります。

第11条は、重要な資産の取得で、2,000万円以上の有形固定資産を定めるものです。医療機器等の更新を予定しており、事業費は、腹腔鏡装置一式が2,130万円、電子カルテサーバー一式4,990万円とし、予算措置につきましては、予算第4条、資本的支出の第1項、建設改良費に計上しております。

それでは、予算明細につきまして説明いたしますので、26ページをお開きください。

こちらは令和6年度との比較表となります。初めに収益的収入になります。

1款1項1目の入院収益につきましては、16億4,487万2,000円で3,927万4,000円の増となり、これは1人当たりの診療単価の増によるものです。なお、病床利用率は、一般病床及び療養病床ともに90%を見込んでいます。

2目の外来収益は、9億9,101万3,000円で、6,109万6,000円の増となっています。内科等の1人当たりの診療単価の増、また人工透析患者、訪問看護ステーション利用者の増を見込んだものであります。

3目、その他医業収益は、9,887万4,000円で、室料差額収益、人間ドック及び診断書等の作成料等を計上しています。増額の要因は、熊田診療所への医師派遣受託料の増によるものです。

4目、他会計負担金は、1億6,399万9,000円で、国の繰出し基準に基づく一般会計からの繰入金となります。

次のページになります。

2項1目の受取利息配当金は、預金利息、2目他会計負担金、3目他会計補助金は、一般会計からの繰入金であります。4目補助金は、栃木県の補助金となります。5目患者外給食収益は、職員等への食券売り払い収入、6目長期前受金戻入は、償却資産の取得のために交付された補助金に係る減価償却費分を収益化したもので、現金の伴わない収入となります。

次のページになります。

7目その他医業外収益は、自動販売機、売店等の設置手数料収入のほか、那須烏山市病児保育事業の受託料収入等によるものであります。3項1目の過年度損益修正益は、科目存置となります。

続きまして、支出につきまして説明いたします。29ページをご覧ください。

1款1項1目給与費は、20億6,430万3,000円で、前年度比約7.8%、1億4,952万6,000円の増となっています。職員数としましては、前年度当初予算の人数に対し、組合職員が医師1名、看護師1名、事務員1名の合計3名の減、パートの会計年度任用職員2名減となっておりますが、令和6年度人事院勧告に基づく給与・手当の改定が増額の主な要因となっております。

次のページになります。

2目材料費は、診療に必要な薬品、診療材料費、給食材料費等であり、4億2,389万5,000円で、前年度比133万2,000円の増としています。

3目経費は、病院機能の維持に必要な消耗品、光熱水費、修繕費、委託料の経費で5億6,536万7,000円。前年度比2,769万2,000円の減額となっております。減額の主な要因としましては、消耗品等の節約、また、LED化に伴う電気料の減等によるもので

す。

次に33ページをご覧ください。

4目の減価償却費につきましては、1億6,868万6,000円、次のページ、5目資産減耗費は875万3,000円、6目研究研修費が880万3,000円、7目長期前払消費税償却が980万5,000円、8目雑支出に50万円を計上いたしました。

次に、2項1目支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債償還利息で563万9,000円を計上しています。2目患者外給食材料費は378万2,000円、3目雑損失、4目消費税は前年同額としています。

5目看護師確保経費は、修学資金返還免除分を経費化するものですが、令和7年度には免除者がいないため、科目存置として1,000円計上しています。

6目研究助成費は、自治医科大学寄附講座への助成金として、1,692万8,000円、3項1目の過年度損益修正損、4目予備費につきましては前年度と同額を計上しています。

以上が、収益的収入及び支出の予算明細の説明となります。

続きまして、資本的収入及び支出につきまして説明をいたします。36ページをお開きください。

まず、収入ですが、1款1項1目の企業債は、医療機器整備事業及び施設整備事業の財源として充てるもので、2億720万円で2,110万円の増となっております。2項1目の他会計負担金は1億9,304万1,000円で、一般会計からの繰入金となります。3項1目の長期貸付金返還金は科目存置となっております。

37ページをご覧ください。こちらは支出になります。1款1項1目有形固定資産購入費は1億472万3,000円となります。今年度は、腹腔鏡装置、食品急速冷却機、多用途透析用監視装置等の更新、また電子カルテサーバー、オーダー系ネットワーク機器の更新を予定しています。

次に、2目施設整備事業費は1億702万4,000円で、4,551万5,000円の増となっております。増築棟エレベーターにつきましては、平成7年に設置したもので、主要部品の供給が停止することとなったため、連動する2台の改修工事を実施するものであります。また耐用年数の20年をはるかに超えて、毎年指摘を受けております高圧ケーブルの引込設備の更新工事等を予定しています。

次に、3目として新たに病院建設事業費を設けております。施設整備事業に係る人件費1名分と整備基本計画の策定支援業務委託料、合わせて3,007万4,000円を計上しています。

次のページになります。

2項1目の企業債償還金は2億8,038万5,000円で、前年度比1,460万7,000円の増としています。令和6年度起債の償還開始に伴う増となります。3項投資は516万円、看護師修学資金貸与規程及び薬剤師奨学金返還支援金貸与規程等に基づく貸付金で、看護師5名、薬剤師1名分を計上しております。

以上が、資本的収入及び支出の明細説明となります。

なお、予算書の4ページから25ページにつきましては、予算に関する説明書でありますので、説明は省略させていただきます。

以上で、令和7年度病院事業会計予算の説明とさせていただきます。

○議長（中山五男） ご苦労さまでした。

以上、3議案の提案理由の説明が終わりました。

ただいま提案されました3議案のうちの第8号の負担金のことではありますが、負担する側の双方の議会、那珂川町、那須烏山市ともに、いまだ議決されておられません。本来なら、双方の予算が成立した後に受入側の広域議会で審議すべきかなとは思っておりますが、このことについては申し訳なく思っております。

次回開催日程につきましては、組合側と十分調整を図ってまいりますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

これより質疑に入ります。なお、質疑にあたっては、会計名及びページ数をお示しく下さい。質疑はありませんか。

4番、小川議員。

○4番（小川洋一） 1点だけ。一般会計、20ページの消防関係で、救助工作車、1億5,000万円ですか、出ております。前回、私、欠席して説明を聞いてなかったものから、この間説明を受けたということで、皆さんは分かっていると思うんですけども、このうち国の補助が4,600万円出るということを知っております。3分の1が国の補助というわけなんですけれども、この救助工作車、今現在使っているのは何年くらいたっておるのでしょうか。それで、新しい工作車になる場合、新たな設備がついているのかどうかということです。あとは、この1億5,000万円というのは、一般的に同じ工作車、いろいろあると思うんですけども、高いのか安いのか、そういうところが分かりましたらお願いしたいと思います。

○議長（中山五男） 予防消防課長。

○予防消防課長（佐藤栄一） ただいまの小川議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目なのですが、現有の救助工作車、この車両も、緊急消防援助隊の登録車両であります。購入が平成19年です。なので、十八、九年たっております。距離数が9万キロ、距離はっていないんですが、10年ぐらいたってから、やはり大きい大型車両なので、そっちこちに経年劣化が見られる車両でございます。

2点目なのですが、今回の更新車両の主な特性というところで、同等の車ではありますが、大きくはキャビンの中が1メートル80センチが入る中になっていますので、車両の後部の隊員なんかは、車両の中で装備とか呼吸器とか、そういうものが走行中に使えると、空間が広く取れている車両です。

あとは載せている資機材なんかは代わり映えしませんが、ただエンジン式ではなく、今回の車両に関しては電気式という、バッテリー式に大きく変えてあります。バッテリー式にすることによって資機材もろもろの軽量化が図られております。現在、救助工作車に3人乗って出動しているんですが、3人でいろいろな救助資機材を現場まで運ぶとなると、それが一番の重労働になってきていますので、車が直近まで行ける現場であればいいんですが、車が故障した位置から1、2キロメートル山に入ったり、でも資機材は持っていかなくちゃならないということでもありますので、資機材の軽量化を大きく図っております。

あとはテロ対策用品ですが、皆さんも見たことがあると思うんですが、陽圧式の化学防護服も今回更新しております。これが、レベルAとレベルB、その下にレベルCとあるんですが、今回はレベルAとレベルBの化学防護服も更新しております。車両自体の大きさは現有と変わりません。

3点目の質問なのですが、県内の直近での購入状況を調べてまいりました。近くでいきますと、平成4年に那須地区の消防で購入している車が同じ型で1億7,000万円、小山消防が令和6年度に購入した車が1億8,000万円、来年度、再来年度に佐野と鹿沼市消防本部が購入する予定の同じタイプのものが2億2,000万円から2億4,000万円で計上していますので、今回当消防本部で購入予定の1億5,000万円という車両は資機材等もぎりぎりに努力して計上している車でございますので、よろしく願います。

○議長（中山五男） 4番、小川議員。

○4番（小川洋一） 今の説明を聞いて分かりました。今、いろいろな、もろもろの対策が取ってある。今はやりのテロ対策にも対応できるということですから、国の補助があ

るといふことは、国の言うことも聞かなくてはならないのかなという感じがするんですけども、例えば災害の援助とかの出動といふことは、補助をもらっている以上は出る可能性があると思うんですけども、この点についてはどういふ考えでしょうか。

○議長（中山五男） 消防総務課長。

○消防本部次長兼総務課長（加藤勇） 小川議員のご質問にお答えしたいと思います。先ほど言いましたけれども、国の基準にありまして、消防力の整備指針というところで、18年が限度とされております。緊急消防援助隊の補助をもらうということで、もちろん積極的に被災地には駆けつけたいと思っております。なので、被災地で故障するとかといふことは万が一のことを考えてないほうがいいので、あとは機材の劣化においては、これも激しいので、安心して使えるような車両に更新させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（中山五男） 4番、小川議員。

○4番（小川洋一） 分かりました。そのほかの消防の車両のことなんですけれども、今使っている工作車は18年ということで、かなりよく使っていただいていると思います。消防署のほうでは、ほかの車両については、やっぱり以上のようなある程度の年数をたっている車両というのかなり存在しているんでしょうか。

○議長（中山五男） 消防総務課長。

○消防本部次長兼総務課長（加藤勇） 経過年数、一応基準としましては、以前、ポンプ車両が16年という基準を設けていたんですけども、それを18年に延ばして使っております。現状、那須烏山消防署のポンプ車両が12年、タンク車が13年です。那珂川消防署に関しても、ポンプ車は12年になっております。救急車に関しましては15万キロメートル、もしくは11年という基準を設けております。昨今緊急出動のほうで、その基準に達する前に距離のほうはかなりいってしまうというような状況が見えておまして、少しでも早めなければならないという事態になっております。

以上です。

○議長（中山五男） 2番、堀江議員。

○2番（堀江清一） 私、数字に弱いものですから、そういうご説明を聞いてあれですけども、一般会計予算書と、病院の会計予算書、どちらにもかぶる収入の部の一般会計予算書の8ページ。

○議長（中山五男） 何ページと言いましたか。

○2番（堀江清一） 8ページ。それと35ページ、ここに弁償金、原子力発電所事故賠償金1,000円、あと、病院の長期貸付金、看護師修学資金返還金、この1,000というのは、この項目を残すための1,000円と理解してよろしいのでしょうか。今後、1,000円という金額がもっと増える可能性があるのか、そういうことがあるのかを、まずそれが一つ。

それと、病院の会計予算書なんですけれども、34ページの長期前払消費税償却、これはどういう内容なのかをお伺いします。

以上、2つです。よろしくお願いいたします。

○議長（中山五男） 管理課長。

○事務局長兼会計管理者兼管理課長（小口正一） ただいまの堀江議員からのご質問にお答えいたします。一般会計予算書のほうの8ページ、原子力発電所事故賠償金でございますけれども、これは東日本大震災の際に、東電のほうで、福島原発のほうで事故を起こしたと、それによる影響で、例えばごみを燃やして放射能の燃えかすが出た場合とかということに対しての賠償となります。令和6年度中につきましては、燃えかすには放射性物質は確認されてございませんが、その検査で、2万円ちょっと、ごめんなさい、うろ覚えであれなんですけど、その検査料に関しては、こちらのほうの賠償の対象となります。過去には80万円ほど入った年もございました。近年は放射性物質の検出をされないのので、その検査費用は入ってくるということになってございますので、1,000円だけは科目存置という形にして計上させていただいてございます。

以上です。

○議長（中山五男） 病院総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） 病院事業の、先ほどの科目存置のお話でしたけれども、こちら一般会計と同じように、今年度、令和7年度につきましては対象者がおりませんが、今後、今、修学資金貸与している職員、3年間貸付けをしていけば、3年病院に勤務すれば免除となりますので、その該当職員が出るときには科目として使いますので、今回は科目措置ということで1,000円だけ計上しております。

もう一つ、長期前払消費税償却につきましてはですが、こちら、病院事業につきましては、税抜きの経理方式というのを採用しております。本来であれば、いろんな薬品ですとか診療材料、仕入れたときに必ず病院は消費税を業者のほうに払ってはいるんですが、その分全額を、消費税を申告する際に控除できないものがございまして、全額控除できない理由としましては、課税、売上げ割合が95%未満のところは控除できないという規定がございまして、病院の場合、昨年度の決算で言いますと3.1%が課税売上げ割合になりますので、3.1%しか消費税を申告するときに控除ができないことになっております。そのほか、控除できない部分をこちらの計上した金額でお支払いをしているというような形になっております。

以上です。

○議長（中山五男） 2番、堀江議員。

○2番（堀江清一） 病院の方、予算書ですね、先ほどの看護師修学資金というところなんですが、この項目を通して、今後、それを利用する方は見込めるということでしょうか。

○議長（中山五男） 病院総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） 今現在、勤めていない方で、まだ学生の方に2名ほど貸付けをしております。令和8年度で言いますと、3名の方が一応学校、今まで貸付けしている方で、卒業する見込みの方がいらっしゃいますので、その方を採用した場合には、その3年後なり、4年後というのは貸付け、金額が免除ということになるかと思っております。

○2番（堀江清一） 了解しました。

○議長（中山五男） 6番、小川議員。

○6番（小川正典） 病院の会計の30ページの経費なんですけれども、先ほど2,769万2,000円の減、削減ができた。その大きな要因というのはLED化というようなお話がありました。このLED化は、幾らぐらいこれで減っているのかということと、それから37ページ、有形固定資産購入費、医療機器等購入費が2,930万円ほど減額になっておりますけれども、那須南病院としては、これは我慢して機器を導入しないのか、今の現状で満足されているのか、この2点について伺いたしたいと思います。

○議長（中山五男） 病院総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） では、ご質問にお答えします。

まず、電気料につきましてなんですけど、こちらはそのときの単価にもよりますので、一概には言えないんですが、金額で言いますと、LED化にしまして、約月額30万円ほど減少しているような状況でございます。

次の医療機器につきまして、減額になっている大きな要因としましては、昨年度、高額なCTシステムを購入しましたので、その関係で減額という数字が出ております。今年度につきましても、幾つかの医療機器、購入を予定しておりますが、財政も厳しいですので、我慢ということではないんですが、耐用年数を超えても使えるものは使って、新規のものは極力購入しないで、更新計画に沿ってやっているような状況でございます。

以上です。

○6番（小川正典） 了解しました。

○議長（中山五男） 10番、川俣議員。

○10番（川俣義雅） 一般会計予算書の16ページ、12番委託料の中で、焼却灰等処分業務委託料ということで書かれていますが、これがいくらになるのか、それから、2か所に焼却灰を運んで処理してもらっていると思っているんですけども、その2か所が、これから何年そこに入れられそうなのか、その期間を教えてくださいたいと思います。

それから、17ページ、こちらも一般廃棄物処理施設整備費の12番委託料、汚泥再生処理センター建設候補地合意形成支援業務委託料ということなんですけれども、この汚泥再

生処理センターというのは、し尿を収集して汚泥を堆肥の製品までするという施設を考えているのかと思うんですが、それでいいのか。私としてはそうではなくて、今、市も町も下水の処理施設で汚泥を取り出して堆肥の材料として持って行ってもらうというふうに、このし尿処理施設もできないものかなと思っているんですけども、その辺のお考えを聞きたいと思います。

それから、3点目なんですけれども、これは議案第6号、分担金のことです。分担金の負担基準が右側に書かれていますけれども、負担基準のところかというと、人口割、それから平等割、それから利用度割と書いてあるんですが、項目によってちょっと違いがあるんですね。これはどういうふうな違いがあるのか教えていただきたいと思います。3点です。

○議長（中山五男） 管理課長。

○事務局長兼会計管理者兼管理課長（小口正一） 1点目につきまして、ごみ処理施設の不燃物残渣は、年間で844万8,000円これは税込みですけれどもそちらを見込んでございます。あと、焼却灰の処分、月当たり85トンの処理なんですけれども、全部で3,758万7,000円、これ税込みです、こちらのほうを見込んでございます。

あと、議案第6号、負担の方法でございます。A4の横判になろうかと思います。実績を加味しておりまして、これは幹事会という組織がございまして、市で言えば副市長を筆頭としたもの、町で言えば副町長を筆頭としたものが合併後、こちらの負担基準、一般管理費から、最後の消防費に至るまでの負担割合について議論をなされた結果、こちらのほうに最終的に落ちついたということでございます。ですので、市町の合併以降、この負担基準についての変更はないというところです。

私のほうからは以上です。

○議長（中山五男） 衛生センター所長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 今ほど焼却灰のお話が出まして、期間はどのぐらいもつのかというお話ですね。まず期間が何年間もつのかまでは、ちょっと詳しい資料が手元にないので分からないんですけども、一つ、遠い青森県三戸町はかなり大きな山になりますので、相当な期間もちます。それと、福島県小野町、こちらは青森に比べれば小さな山にはなっていますが、それでも堆積をするほどではありませんので、まだまだもつような感じになってございます。正確な期間については、ごめんなさい、ちょ

つと資料がないので分かりかねるところでございます。

それと、17ページの施設整備の委託料、汚泥再生処理センター建設合意形成支援業務について、こちら、この後一般質問の中でお答えするところなんですけれども、今のお話では、製品として堆肥化をして、肥料ではなくて堆肥化なんですけれども、製品化するということですが、現在のところはそういうことで進んでございます。では、堆肥化をしないで、例えば絞った汚泥だけを搬出するようなことができるかというお話ですが、今までもご説明してまいりましたが、例えば、今回の説明会の資料、8ページのところに書かせていただいているんですけど、環境省の循環型社会形成推進交付金に交付の要綱がございます。この交付要綱に従って水処理の方式が決められていて、資源化についても同じように方式が決められています。ここに9つの方式が列記されていて、この中から選ばなければいけないとなっています。メタン発酵ですとか、堆肥化ですとか、リン回収なんかもそうですけれども、それら9つの中から選ばざるを得ないと。これが昨年度まで選んできた経過が書いてある。資源化という、この9つの中のどれかを選ばなくちゃいけないということですので、脱水汚泥だけを引き抜くというふうな取組をされています。

以上です。

○議長（中山五男） 10番、川俣議員。

○10番（川俣義雅） 焼却灰の処分についてなんですけれども、原則的にはやはり焼却灰を出した自治体が責任を持って処分するというのが当たり前だと私は思うんです。青森県の三戸のほうの処分地は大きな山だということで、かなりの量が入るんだろうという話なんですけれども、やっぱりたくさん焼却灰がそこに運ばれていると思うんですよ。大きいからいつまでももつということではなくて、かなり大量に運ばれているのではないかと思うんです。なので、いつまでもつか分からないということなんですけれども、いずれはそこにも運べないという時期が来ると思います。

それが一つと、最初に言いましたように、原則的にはほかに持って行って処分してもらうということではなくて、自分のところ出したごみは自分のところで処分するというのが一番いい方法だと思うんですよ。わざわざ東北まで運んでいくというのは、これはまた合理的ではありませんし、そういうのが全国各地で行われているというのはどうにかすべきではないかと思うんです。それで、組合として将来どうするのかというのを見据えていく姿勢があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。それが1つ。

それから、し尿処理したものから、堆肥、製品化ということまでしないと交付金がおりに

いという話なんですけれども、先ほども言いましたけれども、下水道からの汚泥はそのまま堆肥の材料として持っていつてもらっているわけです。同じようなことが技術的にはできると思うんです。交付金の関係でそれができないというのは、どうも国のやり方としておかしいのではないかと私は考えていますが、こういう方法も、下水道と同じような方法が取れないのかということで、ぜひ迫っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、負担の割合については、発足当時の幹事会で議論して決めたということなんです、これは変更があると私は思うんですね、この先。

例えば、病院費負担金のところ、3つ書いてありますけれども、真ん中、建設改良費（過去分）ということについては、これは平等とか人口とか書いてないわけですよ。那須烏山市80%、那珂川町20%ということで、平等割がないというので、これ、ほかのところと違いますよね。これはどういうことなのかということを知りたいと思います。

以上です。

○議長（中山五男） 管理課長。

○事務局長兼会計管理者兼管理課長（小口正一） 私のほうから、今の3点目、病院の建設改良費（過去分）につきまして、市のほうが80%、町のほうが20%という経緯につきましては、病院、ご案内のとおり、平成2年に建ててございます。その当時、4町、南那須町、烏山町、馬頭町、小川町と4町構成で病院が建てられたわけでございますけれども、その平成2年前に4首長が集まって、病院建設に当たって、分かりやすく言いますと、烏山町の首長さんのほうがイニシアチブを取るよということをはほかの3首長にご進言をしたと聞き及んでございます。そのとき、簡単に言いますと、要は烏山町にある病院なので負担金をうちのほうで出しますよというお話をされたと聞いております。それが今、市、町、それぞれ継承されているといったことで、今もなおそれが続いているということになっています。

私からは以上です。

○議長（中山五男） 川俣議員、ちょっと申し上げたいのですが、この後の一般質問の中で、し尿処理施設、衛生センターに関しまして、3名から質問が既に出されておりますので、その質問答弁にあまり触れない部分でだけ答弁をお願いしたい。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） それでは、施設整備というか、衛生センターとして最終処分との関係です。おっしゃるとおりで、廃棄物処理については

自区内処理が原則でございます。また、最終処分場に限りがあるというのはおっしゃるとおりだと思います。それ以外にも、この廃棄物処理については、適正処理を安定的に確保しなければいけない、継続的に確保しなければいけないという安定確保の原則ですとか、あとは経済性の原則などがあります。これらを鑑みますと、今現在は委託によって広域処理をやっているわけですが、これが絶対にいいことなのかというと、これは考えなくちゃいけない部分だと思います。課題だなと思います。まずは、私、今この南那須広域として一番優先しなければいけない現在の中間処理施設、現在の保健衛生センターの設備投資というものを一番最初にやって、その先に、将来的なところに最終処分場の話があるんじゃないかと思うところでございます。

2番目、資源化のお話でございますが、資源化につきましては、南那須地区は下水道処理によるものの処理が非常に少ない。ほかは6割、7割が下水道に頼っているわけですが、この地域は下水道に頼っているのはほんの18%に過ぎない。残りの8割はし尿処理施設に頼っている。このし尿処理施設を更新するに当たって財源となりますのが環境省の補助金だということになっています。環境省の補助金を使ったときに、下水道方式ですとか、河川放流方式にならって、資源化については、その9つの方式を選ばなくちゃいけない。それを選んでいったときに得られる補助金、今回の施設整備、堆肥化をしていった場合には大体45億円ぐらいかかると言われていますけれども、この45億円に対して、補助金交付金が4分の1、25%で、起債は、建設の際には64%で一般財源は11%、そういうふうな補助金を活用していく上でも、やはりこの環境省の補助金を使ったほうがいいというふうなことで進めてまいりました。そんなことからしますと、この資源化方式をほかの方式にするというのは環境省の補助金を使う上ではできないことと理解をしています。

以上です。

○議長（中山五男） 既に12時を少々過ぎておりますので、ここで暫時休憩をしたいと思います。

開会を1時10分としたいと思います。よろしく願いいたします。

【休憩】（午後 0時06分）

【再開】（午後 1時07分）

○議長（中山五男） 早いですが、全員そろっておりますので再開をしたいと思います。

10番、川俣議員。

○10番（川俣義雅） 1点だけお伺いします。

分担金、負担金のことなんですけれども、那須烏山市と那珂川町と比べた場合、那須烏山市を100とすると那珂川町はどのぐらいになっているのかなということでもちょっと計算してみたんですよ。合計でいうと町は市の約60%、6割台というのが全体の合計、下のほうから言いますと、消防費、ごみ処理費、し尿処理費、斎場費、これはいずれも60%台、60%前半なんですけれども、病院費に関しては40%なんです。計算していくと分かるんですけど40%台、40%の前半。ほかのところは大体10割、6割、10割、6割となっているところが病院だけ10割、4割になっている。

これは場所の関係から那珂川町からはなかなか行きにくいということがあって、病院利用者が相対的に少ないわけです。それをどういうふうにしたらいいか、私たちも考えているんですけども、なかなかいい方向に進んでない。病院の経営を考えた場合にも、もっと那珂川町から患者の方がたくさん行くようになればいいと思う。そのための方法というのを那珂川町にしっかり考えてほしいというようなことを要請する、要請はあるのでしょうか。

○議長（中山五男） 組合長。

○組合長（川俣純子） 今のところは考えておりませんので。

○議長（中山五男） 川俣議員、よろしいでしょうか。

3番、相馬議員。

○3番（相馬正典） すいません、相馬でございます。一般会計のほうと議案第6号のほうからちょっとお聞きします。

概要版のほうでいきますと4ページなんですけれども、真ん中より上のほう、3款の衛生費の中に在宅当番医制事業委託料が900万円。これは多分、町の中の個人の休日の当番なのかなと思うんですけど、その下にいくと病院群輪番制病院運営費負担金ということで9,100万円ほどあります。この辺の内容について、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、その一番下のほうなんですけど、敦賀市民間処分場の対策費ということで、今年59万8,000円計上してありますが、現状についての情報がありましたら教えてください。

その反対側の5ページなんですけども、今、これまで出ています病院の建設改良費・過去分ということで那須烏山市が7,700万円、那珂川町が650万円ということでなっておりますが、この過去分ということについて、もし前に建てたときの負担金であればいつ頃までに償還が終わるのか教えてください。

あとはすいません、文言なんですけれども、第6号のほうの負担の方法ですね。ぺらの1枚の一番下に消防費負担金、すいません、文言なんですけど、消防費基準財政需要額割80%とあるんですけども、この文言について、その80%について伺いたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中山五男） 管理課長。

○事務局長兼会計管理者兼管理課長（小口正一） それでは、私のほうから相馬議員からのご質問について。

まず、1点目の在宅当番医制につきましては、名前のとおり休日、土日、祝日の市・町のそれぞれの個人病院の方々、要は医師会を通じてですけども、そちらのほうの委託費用、消費税込みという形で、こちらのほうで行っているものでございます。

群輪番は病院総務課長のほうから。

続きまして3点目、裁判の中身についてでございますけれども、今のところ、もう既に2年が絶つわけなんですけども、まだ音沙汰がないというのが実情です。前にお話ししましたとおり、上告の裁判は3通りございまして、最高裁の決定というものと、裁判を開いて、簡単に言うと高裁の判決を認めるというような考え方、あとは、高裁の判断が間違っているよという判断の仕方。阿部先生いわく、一番最後の高裁に差戻しというのはほぼほぼないだろうと、あっても一、二%であろうというようなものと聞いてございます。ですので、手前側とすれば1番目、2番目、決定ないし上告で裁判を開かれた上で高裁に指示をしてもらおうというのが一番いい結果になると考えてございます。

あと、消防費基準財政需要額割に関しては80%、簡単に言えば消防費の本来、何といたらいいんですかね、かかるべき経費というのが基準財政需要額になるんですけども、そちらのうちの80%は見て、そのほかは人口割、平等割というのでそれぞれ割り振るというスタンスで考えているわけです。いわゆる消防費負担金を100と見た場合、人口割は10にします、平等割が10にします、本来、消防費として基準である基準額というものでございます、それは80%見ますよねというので、最終的に100%の消防費負担金を出すと理解していただければと思っております。

以上です。

○議長（中山五男） 病院総務課長。

○病院総務課長（津久井友江） それではご質問にお答えいたします。

まず、病院群輪番制ということなんですが、こちらは、先ほど在宅に関しては、休日、土日の診療でしたけども、群輪番制につきましては、夜間救急車等の受入れを行っている二次救急医療に対してのものになります。こちらは県のほうから補助金がございます。

負担割合の過去分と過去でない分の建設改良費についての文言の言い方なんですが、過去分というものは、こちら、企業債の元金償還金、平成14年度以前のものとして以降について、2分の1と3分の2という違いが平成14年度を境にありますので、その平成14年以前の分を過去分という言い方をしております。

以上であります。

○議長（中山五男） よろしいですか。

○3番（相馬正典） 以上です。ありがとうございました。

○議長（中山五男） 11番、渋井議員。

○11番（渋井由放） まず、7ページ。

○議長（中山五男） 一般会計ですか。

○11番（渋井由放） 一般会計、7ページです。

一般廃棄物処理施設整備基金利子ということで、300万3,000円ということですが、これは、その前に補正予算をやりまして、補正予算のときはこれよりも多かったのかなと思うんです。だから、補正予算よりも少なくなることは、考え方で、基金を立てていってなるわけですから、それよりも少なくなるはずがないと思うんですね。それが何でこの、合わせるのに統一したんだといたらそれまでなんですが、間違いなく補正予算よりは上のはずだと思うので、その辺の考え方でですね。

あとは歳入の8ページに10款の組合債というのがあるんですが、これが1番が消防債、

2番は脱炭素化推進事業債ということで、組合長の説明にもありましたが、非常に有利なものと考えてというようなことだったので、この辺の内容ですね、どのような形になっているのか。

以上でございます。

○議長（中山五男） 管理課長。

○事務局長兼会計管理者兼管理課長（小口正一） ただいまの渋井議員からのご質問にお答えいたします。

300万円なのですが、議員お察しのとおりでございます。実際ですと、正確に数えると400万円を超える債券の収入がございますけれども、お察しのとおり数合わせの1つに考えてございますので、ご理解いただければと思っております。

それでは、その次の2点目、8ページの組合債でございます。消防のほうにつきましては、借入額の50%の交付税措置されることになってございます。あと脱酸素のほうにつきましては、こちら構成市町の基準財政需要額というよりも、元利償還が30%から50%の措置というのが実際の中身でございます。その詳細についてですけれども、こちらのほうの資料が……。

○11番（渋井由放） ざっとでいいですから。

○事務局長兼会計管理者兼管理課長（小口正一） ざっとですけれども、その30%から50%というのは、市町の公債費ではなくて、3か年平均の基準財政ではなくて、ちょっと専門的な言葉を忘れてしまいました……。

○11番（渋井由放） 分かりました、いいです。

○事務局長兼会計管理者兼管理課長（小口正一） そちらのほうで、市町の財政力の指数のほうで40%以下だと50%の交付税なんですけど、40%を超えると段階的にそれが、交付税算入が50%よりも低くなるというような中身になっております。

すいません、以上でございます。

○議長（中山五男） 11番、渋井議員。

○11番(渋井由放) そうすると、財政力指数がうちのほうは弱いんだと思うんですが、どの辺ぐらいの交付指数になるんでしょうか。

○議長(中山五男) 管理課長。

○事務局長兼会計管理者兼管理課長(小口正一) ただいまのご質問にお答えいたします。

ちょっと私のほうで頭に入っているのが、那須烏山市で3か年平均41.何某だったと記憶しております。町のほうは39.何某だった気がしまして、そちらの平均をとるのかというのちょっとまだ勉強不足なところがありまして、その平均でいうと40%ちょっと超えてしまうのかなと思っております。そうすると、50%丸々交付税算入は得られない、ちょっと欠けるかなという感じでございます。

以上でございます。

○議長(中山五男) 11番、渋井議員。

○11番(渋井由放) 有意義な、そういうものをいろいろ探していただいて、二酸化炭素削減や消防関係、装備の充実、そういうところを調整いただくようお願いします。

答弁は結構ですので。よろしくお努めいただきたいと思います。

○議長(中山五男) ただいま提案されている3議案は午前中から始めておりますので、質問のある方は速やかに挙手をお願いしたいと思います。

質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(中山五男) では、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。なお、採決は1件ごとに行います。

議案第5号 令和7年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 令和7年度南那須地区広域行政事務組合一般会計予算の議決については、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第6号 令和7年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 令和7年度南那須地区広域行政事務組合負担金の額及び負担の方法については、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第7号 令和7年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 令和7年度南那須地区広域行政事務組合病院事業会計予算の議決については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10（発議第1号）南那須地区広域行政事務組合議会会議規則の全部改正
について

○議長（中山五男） 次の議案に入ります。

日程第10（発議第1号）南那須地区広域行政事務組合議会会議規則の全部改正についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、組合議会の会議規則第37条第2項の規定によ

り、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、本案については、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 質疑はなしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。発議第1号 南那須地区広域行政事務組合議会会議規則の全部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、発議第1号 南那須地区広域行政事務組合議会会議規則の全部改正については、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

【休憩】（午後1時27分）

【再開】（午後1時40分）

◎日程第11 一般質問

○議長（中山五男） 再開いたします。

日程第11 一般質問を行います。

一般質問の時間は、質問、答弁合わせて60分です。残り5分になりましたらベルを鳴らします。また、60分を超えた場合は制止いたしますので、ご了承お願いいたします。

では、通告に基づき、9番、高木洋一議員の発言を許します。

9番、高木議員。

[高木洋一議員 登壇]

○9番（高木洋一） 皆様、改めまして、こんにちは。

中山議長より発言の許可をいただきました。議席番号9番、高木洋一でございます。

傍聴席にはお忙しい中、多くの皆様にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

昨年6月より広域議員になりまして、今回初めての一般質問となります。どうかよろしくをお願いいたします。

それでは、早速ではございますけれども、1つ目の質問をさせていただきます。

一般廃棄物処理施設の整備状況についてでございます。平成27年度に広域行政事務組合に施設整備室が設置されてから来年度で10年を迎える節目の年となります。施設整備室設置後には一般廃棄物処理施設整備基本構想が作成され、建設候補地選定においては、那須烏山市志鳥地区に選定されました。令和4年11月には住民説明会が南那須地区の馬頭総合福祉センター、広域行政センター、小川福祉センター、南那須公民館と、4か所で行われましたが、その後の進展についてお伺いいたします。

○議長（中山五男） 川俣組合長。

○組合長（川俣純子） 一般廃棄物処理施設整備の進展状況についてお答えいたします。

平成27年から29年度にかけて施設整備基本構想策定、平成30年・令和元年度で構想に基づく建設候補地の選定、令和2年から3年度のごみ処理施設整備基本計画策定、令和3年度末の組合議会における候補地選定の再検討を求める請願の採択、この間の南那須地区広域行政事務組合執行部と組合議会の協議等を経て、令和4年11月、住民説明会は社会情勢の変化を踏まえ、施設整備方針の見直し・再検討のための意見聴取機会として開催させていただきました。

その後は、令和4年・5年度のし尿処理施設整備基本計画策定にて、構想時の整備方針を見直して、下水道放流方式・堆肥化方式として、今年度は、し尿処理施設基本計画に関する住民説明会、汚泥再生処理センターの放流先・建設候補地選定等、新し尿処理施設整備を進

めているところであります。

また今年度は、循環型社会形成推進地域計画 2 期計画を策定しながら、新たにごみ処理施設の整備方針の見直し・再検討に着手しました。さらに、このごみ処理施設に関しましては、環境省の要請に基づき、今年度から県単位でのごみ処理の長期広域化・ごみ処理施設の集約化の検討が開始され、南那須地区広域行政事務組合として積極的に参加しているところであります。この長期広域化・施設集約化が実現すれば、人口の少ない南那須地区として新設はなくなる見込みです。本地区にとってよりよい方針がなるべく早期に出るよう、積極的に参加を続ける所存であります。

なお、長期広域化・施設集約化による新施設整備が実現する場合も、その実現はおのずと 10 年程度先になる見込みであります。こうした状況から、改めて課題と認識されるのは、長期広域化・施設集約化による新施設整備が実現するまでの間、南那須圏域のごみ処理をどうするか、老朽・故障が著しい現施設がいつまでもつかです。他広域に委託する、または民間に委託するは、現実的ではありません。この今後当面の間、南那須圏域のごみ処理をどうするか、現施設の長寿命化が可能かは、令和 7 年度、令和 8 年度で本格検討したいと考えております。

ごみ処理施設は、生活に不可欠な社会基盤であり、公衆衛生を守る上で不可欠な施設であります。課題対応が手遅れにならないよう努力してまいる所存ですので、組合議員にはこうした状況を十分理解され、特段のご配慮、ご支援をお願いしたいと思っております。

○議長（中山五男） 9 番、高木議員。

○9 番（高木洋一） 組合長より答弁いただきました。

し尿処理施設の基本計画につきましては、この後、質問させていただきます。

広域化の連携の話が出ましたけれども、今までの経緯も含めて一つ一つちょっと確認したいことがございますので、それについてまず確認させていただきたいと思っております。通告に記載のとおり、令和 4 年 11 月 26 日から 27 日にかけて一般施設整備事業計画説明会で使われた資料なんですけれども、こちらを確認するといくつか分からないことがございましたので、それについてまず確認させていただきます。

この説明会に使われた資料を確認しますと、3 ページ目のほうには現施設と同様、併設として進めていくという記載がございました。ただ 6 ページには下水道放流方式などの検討も行っている段階だということで、施設の併設、分散に関わりますので検討していきますということも書かれてありましたけれども、この時点ではまず併設ということで説明を行わ

れたということによろしいか、まず確認をさせていただきます。

○議長（中山五男） 保健衛生センター所長、大谷君。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 私は今日その説明会資料を持ってきてはいないので、どういう書き振りだったかはよく分からないんですけども、この時点では、基本的にはもともとあった基本構想、平成27年から29年度でつくった基本構想に基づいて、平成30年度と令和元年度に施設の建設候補地を選定した上、2施設併設型が基本だということだと思います。

ただ、令和4年度のときには、もう既にし尿処理基本計画の検討が始まっておりまして、令和5年度でしたね、失礼しました。令和4年度は視察とかに行かれたりなどして、事前研究が始まっていたという段階だったので、そういったところも含めて見直しを検討していくという、そういうことだったと思います。

○議長（中山五男） 9番、高木議員。

○9番（高木洋一） この説明会で使用した資料の一番最後のページに、様々な条件を確認した上で1か所、志鳥地区を最適候補地といたしましたという書き方があるので、これは併設なのかなと思ったんですけども、これは併設ということで志鳥地区を最適の候補地としたということによろしいですか。

○議長（中山五男） 施設整備室長、大谷君。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） ご指摘のとおりだと思います。2施設併設型の整備のときには、志鳥を候補地としてやらせていただいたということでございます。

○議長（中山五男） 9番、高木議員。

○9番（高木洋一） では、併設ということで第1候補地として志鳥地区ということであるんですけども、この説明会のあった2日後に新聞で見たんですけども、日本工業経済新聞というのに出ていまして、こちらのほう今でもネットで見られるんですけども、2日

後に、「南那須広域 新ごみ処理施設、概算整備費 9.1 億円、し尿処理施設は適地を検討」というポストがございました。これを見ますと、こちらで説明会した令和 4 年 1 月 26、27 日では、併設として説明して志鳥地区とあるんですけども、こちらの新聞では、志鳥地区は付近に排水の放流先となる大規模な河川がなくという文言がございまして、「し尿処理施設は放流方式を検討して、整備地を選定する必要があるため、組合では構成市町的那須烏山市、那珂川町の住民の意見も聞きながら計画の見直しを進める」とあったんですけども、こちらのほうはご確認はされていますでしょうか。

○議長（中山五男） 大谷室長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） この日経の令和 4 年 1 月 11 月というのは私は見た記憶ありませんので、ちょっと何とも言えません。

ただ、南那須地区広域行政事務組合として 9.0 億円でごみ処理施設をというお話は、令和 2 年度・3 年度でごみ処理の基本計画をつくったその数字だと思います。そこはその数字に間違いなと思います。

以上でございます。

○議長（中山五男） 9 番、高木議員。

○9 番（高木洋一） では、ちょっと質問を変えます。

このときに、住民説明会の議事録も全部印刷して確認したところございまして、ここでは今後志鳥地区の人たちとお話合いを進めていくとかというのを広域行政センターで行われた住民説明会ではされております。この南那須地区で行われたこの議事録を見ますと、候補地ということなので決定ではないということです。ただ、候補地に挙げさせていただきましたということが書かれていて、お話合いを進めていくとか、ただ候補地に挙げさせていただきましたということがございまして、どちらが正しいのかとか、あと志鳥地区の人たちとの話合いは、いつ、どのように進めていくのか、その後の展開が分からなかったのを改めてお伺いいたします。

○議長（中山五男） 大谷室長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 私もこの説明会、2 日間ぐ

らい出ささせていただきましたので、説明の材料として、候補地として選定させていただいたんだけど、候補地であって実際に建設地として決定したわけではないと説明していたのはよく覚えております。

まさに言葉のとおり、選定経過というか施設整備の検討経過もそうだったんですけど、やっぱり2施設の構想をつくって建設候補地を選んでいって、本来であれば、元年度に建設候補地をやったわけですから、やっぱり令和2年度、3年度ぐらいに説明会をするのがよかつたんじゃないかなと思いますけれど、コロナ等の影響があつてきつとできなかつたんだと思います。遅れましたものの、やっぱり基になっているのはその施設構想であり、その構想に基づいて選んだ建設候補地の説明をさせていただいた。ただし、そこからいろいろ社会情勢の変化等があつたので、見直しを進めることになっていった。その情報がちょっと交ざつたような、これだと分かりづらいただろうと思います。

以上です。

○議長（中山五男） 9番、高木議員。

○9番（高木洋一） ちょっとじっくりこないんですけども。

自分も志鳥地区に住んでいる住民として質問させていただいているところでして、志鳥地区で賛成とか反対ということではなくて、なぜ志鳥地区が候補地の1つに選ばれて、最終候補地として決定したのかというところが、どうも過去の議事録等を見ていて分からなかつたものですから、改めて質問させていただいているところなんですね。

この志鳥地区になった経緯を、過去の資料を見ているんですけども、一次選定候補経過決定の過程の資料を見ますと、まず、那須烏山市で68か所、那珂川町と合わせて約100か所からリストアップされて、そこから絞っていったような形なんですけれども。そこで過去の資料を見ますと、平成31年2月21日の広域議会で同僚議員から候補地選定作業について質問がされており、事務局長から、現在一次選定の6か所を絞っているところですよという答弁をされております。ただその後の第4回委員会、令和元年5月14日の協議事項では、当初100か所にリストアップされていなかった志鳥地区と東戸田地区が入って、同年7月8日の第5回委員会で一次選定を10か所に増やしているという経過がございました。当初の6か所から10か所にどのような形でどのような理由で増やしたのか、そのところをお伺いいたします。

○議長（中山五男） 大谷室長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 私もこの当時のことは会議録を見て調べたんですけど、おっしゃるとおりで、令和元年5月ぐらいの委員会の段階では8か所ぐらいまで絞り込みをしてあって、その時に民有林を引くくめて検討したほうがいいんじゃないかという話があって、その次の委員会ですか、令和元年の7月ぐらいのときに2か所追加をして結局11か所に対して選定、その段階では一次選定だったらしいんですけど、その後、2次選定に進んでいったという経過だけ分かっております。

○議長（中山五男） 9番、高木議員。

○9番（高木洋一） なぜ増えたかというのを聞いているんですけども、そこは分からないということなんでしょうか。

○議長（中山五男） 大谷室長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 私も、その追加をしたという事実だけちょっとまとめたものなので、理由についてはちょっと詳しく分からないですね。民有林の中から2か所追加したということだけは分かりますけれど、なぜその2か所を追加したのか、広く選定をしようじゃないかということではあったんでしょうけれど、すいません、ちょっと今手元にある資料ではそこまでは分かりません。申し訳ないです。

○議長（中山五男） 9番、高木議員。

○9番（高木洋一） 広く選定するのであれば、最初の100か所に何でリストアップされなかったのかがちょっと分からないんです。2次選定ではこの志鳥地区と東戸田地区、現在の大桶の西側ということで、新たに追加されたこの志鳥地区と東戸田地区が2次選定まで進んでいるわけで、なぜ、志鳥地区と東戸田地区が急に入ったのか。あそこの場所も山林ですし、この当時はまだし尿処理施設との併設も考えていたと思うんですが、近くに大きな河川もないし、なぜなのかなとちょっと疑問に思ったので確認させていただいているところでございます。分かるようでしたら、いつ分かるのか、ちょっと明確にさせていただきたいんですけども、そのところはどうでしょうか。

○議長（中山五男） 大谷室長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） また、私もその会議資料の確認はしてみたいと思います。資料確認では、相当、これについては。

○議長（中山五男） 9番、高木議員。

○9番（高木洋一） じゃあ早急に確認していただいて出していただきたいと思います。

やはり、繰り返しになってしまうんですけども、なぜ志鳥地区が最終候補地になったのかというところを追っていくと、いろんな分からないところがあったので質問させていただいているところです。

今回、組合長の答弁の中で、今後の施設はこの志鳥地区ではなくて広域の連携を考えているような発言がございました。そうなりますと、この志鳥地区の候補地というのは白紙撤回になるということよろしいですか。

○議長（中山五男） 大谷室長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） その辺りの分離については、ほかの質問がありますので、その中でお答えをしたいなと思います。

○議長（中山五男） 9番、高木議員。

○9番（高木洋一） 先に言えないということですか。

候補地選定というのは、これはあくまでもごみ処理施設とし尿処理施設で候補地を決めたわけですから、連携するんだったらこれを白紙撤回をするのは当たり前だと思って質問しているんですけども。これに答えられないのがよく分からないんですけども。どうでしょうか。

○議長（中山五男） 川俣組合長。

○組合長（川俣純子） 今の段階では、県と国が決定はしていませんので、協議をしている段階なので、はっきりとした答えはちょっと言えないことが現状になっております。ただ、

し尿処理を確実に下水処理ということに決定しました。それで、併設ということとはなくなったのは確実に私の中で思っています。ただ、この広域化がどの程度に、どこになるのかがまだ決定していませんので、私どものほうで撤回ですということはちょっと言えませんので、申し訳ありません。

○議長（中山五男） 9番、高木議員。

○9番（高木洋一） では、広域連携はまだ決定ではないということなんですけれども、し尿処理施設については分けるということですね。この候補地も、併設ということで第1候補に挙がったわけですから、分離するのであれば白紙撤回になるべきものだと思うんですけれども、そこについてはいかがでしょうか。

○議長（中山五男） 組合長。

○組合長（川俣純子） あくまでもご意見として受け止めたいと思います。

○議長（中山五男） 9番、高木議員。

○9番（高木洋一） ちょっと質問を進めます。

広域連携を今後するとなった場合には、近くに広域センター、塩谷クリーンセンターとか大田原とかありますけれども、どこら辺を考えているのか。それと、今後、ごみ処理施設の処理能力とかそこら辺は問題ないのか、受入れに問題ないとか、そこら辺についてはどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（中山五男） 大谷施設整備室長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 長期広域化、今まで広域化の関係で10年に一度ぐらい、何度かそういうふうになって、今回久しぶりに令和6年3月に長期広域化施設の集約化が国から通知をされて、各県で一生懸命取り組んでいる。栃木県も一生懸命取り組んでいるところでございます。

今年度、我々はいろいろいくつかの県からのアンケートに答えたりして、12月に1回目の会議がありまして、これは意見交換会でした。この後、また3月ぐらいには同じ

ように、もう少し掘り下げた地域別の検討会、意見交換会をやろうじゃないかという話になっています。

この検討は、今回の計画は県がつくらなきゃいけないものなので、我々市町とか一部事務組合でなかなか申し上げづらいんですけど、栃木県内を4つなのか5つなのかに広域化しようじゃないかと、ごみ処理施設を中心に4つか5つに広域化していこうじゃないかということなので、この辺りとしては、やっぱり相性がいい県北地域あたりが検討の対象になってくるということです。その枠組みについては、4つ、5つという結構いろんなとり方があるので、そのこのところは今、県のほうでもいろいろ検討されているということです。

以上です。

○議長（中山五男） 9番、高木議員。

○9番（高木洋一） 承知しました。

そうしますと、今後、広域連携を進めていくという考えだと思います。それまでは、では現施設を改修しながら使っていくということによろしいですか。ごみ処理施設を使うということですかね。

○議長（中山五男） 大谷施設整備室長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） まず最初、広域化の形なんですけれど、広域化の形もまだよく分からないわけです。広域連携になるのか事務委託になるのか、本当に広域一部事務組合としての広域化になるのか、その辺りの形もこれからの検討になります。やっぱり、普通にそういう新しい施設を造るのには10年以上かかりますので、その10年間をどうしようかということなんですけど、組合長の答弁にもありましたけれども、他広域、他団体への委託という方式が一つ、それとあと民間への委託という方式が一つ、それ以外に、現在の施設を例えば使うとかといういくつかの選択肢があるわけです。

他広域では、この南那須広域のごみをなかなか受けるのは、単純にはちょっと難しいですね。じゃあ民間に頼んだらどうなんだろう。これを試算すると相当莫大なお金になるということなので、現実的にはきつとないんだろうと思います。そうなってくると、やっぱり可能性が一番高いのは、現在の施設を使わせてもらうことだろうと。ただ、老朽化がすごく著しいので、それもまた絶対に大丈夫だとはなかなか言い切れない。

ですので、その辺りの選択肢をもう一度検討し直してみて、最終的に、どれだったら一番

確実というか、どんな方法をとればいいのかというところまで引っくるめて検討する、それが令和7年度、8年度。先ほどの予算が継続費として上げさせていただいたあれがそういったことになるんだなと思っています。

以上です。

○議長（中山五男） 9番、高木議員。

○9番（高木洋一） 私はこのやり方について、住民への説明とか、志鳥地区に説明という話もございましたけれども、結局できないままです。住民説明も含めてやっていただきたいと思います。今の施設もどんどん古くなってきて不具合が結構出ていると思いますし、やはり時間がたてばそれだけ改修費用もかかってくるわけですから、どうか早急に決めていただきたいと思います。

まず最初の一般質問については終わりました、次の質問に移らせていただきます。

し尿処理施設整備についてでございます。令和4年から5年にかけて、し尿処理施設整備基本計画が策定され、去年の8月25日には、広域行政センターにて、午前、午後の2回に分けて住民説明会が行われました。今後は、建設候補地の選定や建設候補地との合意形成が行われることとなりますが、広域行政管内の下水道センターは、烏山、南那須、馬頭、小川に4か所あります。このうち、どこをどのように活用して新たなし尿処理方式へ進めるのかお伺いいたします。また、資源化方式について堆肥化方式とのことでありますが、堆肥の需要先、費用対効果があるのか、お伺いいたします。

○議長（中山五男） 川俣組合長。

○組合長（川俣純子） し尿処理施設整備の進展状況についてお答えします。

先ほどの一般廃棄物処理施設整備の進展状況の答弁で、施設整備全体の経過を説明しましたが、現在は新し尿処理施設整備の具体化に力を注いでいるところであります。議会意見を十分に参酌して令和4年、5年度に策定しましたし尿処理施設整備基本計画は、今年度、8月25日に住民説明会を開催し、その後、住民説明会に関する意見を募集するなど、周知と意見収集に努めてまいりました。

まず、この質問の堆肥化方式における堆肥の需要先、費用対効果ですが、住民からは堆肥の需要の懸念、堆肥化の投資効果に疑問といった意見が強く、堆肥化反対が訴えられています。堆肥の需要は、し尿処理施設整備基本計画策定時にも、策定委員会、執行部が懸念して

いたところであります。令和6年度は先進自治体の話を聞きましたが、いずれも需要が弱く困っているとのことでした。懸念が強くなっている堆肥の需要については、今後、酪農家等へのアンケートを行うなど、南那須圏域内の需要を確認したいと考えているところであります。

堆肥の費用対効果も大きな課題です。令和5年3月のパブリックコメントの際は、質問された活用事例について、①施設での地域住民等への無償配布、②肥料会社への売却を回答しました。令和6年度に得た民間例でも、売却単価は1トン単位500円程度でした。1日あたり40キロリットルのし尿、汚泥を堆肥化すると、年間約110トンの堆肥が製造されます。売却単価1トン単価500円で、仮に30年堆肥を製造し売却できた場合、30年間の収入は165万円ですから、数字上では費用対効果は難しいと考えられます。環境重視の観点や酪農家等の堆肥需要を背景に、組合議会を通じて要請され採用された堆肥化は、相当の地域振興的な活用が実現しない限り、費用対効果は果たせないと認識しております。

こうした堆肥化に対する懸念・問題が色濃くなり憂慮する中ではありますが、施設整備を進めねばならず、今年度は下水道放流先・建設候補地選定に取り組んでいます。これまでに、委員会2回、市町組合の担当課打合せ3回を重ね、3月の最終委員会で、放流先、建設候補エリアの優先順位付けまでを終える運びであります。

この選定作業ですが、9月全協、9月議会一般質問答弁でも説明しましたが、南那須圏内4下水処理区はそれぞれ土地利用、インフラ整備状況等、個々に特徴、事情があり、難しい作業、検討となりました。大変な調査に献身的に協力してくださいました市町の担当課のご苦勞には組合として感謝を申し上げたいと思っております。

3月中下旬に組合臨時議会、全員協議会が開催される予定がありますので、ここで建設候補エリアの選定結果を報告できればと考えている次第です。

○議長（中山五男） 9番、高木議員。

○9番（高木洋一） 組合長から答弁いただきました。一つずつ確認させていただきます。

この住民説明会で使われた資料の中に、新施設は環境省の循環型社会形成推進交付金対象事業の有機性廃棄物リサイクル推進施設の汚泥再生処理センターとして整備するとございます。し尿浄化槽汚泥、生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理すると定義がございますけれども、ごみ等の回収はどのように進めるのか。現在は、生ごみ、プラスチックごみ、一緒にやっていますけれども、分別して集めることになるのか、お伺いいたします。

○議長（中山五男） 施設整備室長、大谷君。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 説明会ですとかこういった形でご説明してまいりました。

汚泥再生処理センターについては、し尿浄化槽汚泥だけではなくて有機性廃棄物も引ってくるめてということになります。この地区においては、先ほどもちょっとお話に出たと思うんですけど、公共下水道の普及率が大変低くて、合併浄化槽だけではなくて集落排水なども整備されるということですね。この集落排水の汚泥と一緒に処理をするということで、この有機性廃棄物の処理というふうにすることが方向でございます。

生ごみですとかについてはこれまでも、昨年度、高木議員はいらっしゃらなかったんですけど、この議会の場でもいくつかいろいろお話をいただいたんですけど、どうしても堆肥化していくのに、堆肥の質的なものが生ごみを入れるととても安定しないというか難しくなってしまうということもあり、また、生ごみを入れることによって需要が低くなるということだったものですから、まずは、この生ごみ等は入れないで集配汚泥を入れることで補助要件を満たしていく、そういう形でございます。

○議長（中山五男） 9番、高木議員。

○9番（高木洋一） 分かりました。生ごみの分別の廃止はしないということですね。承知しました。

あとはこの場所なんですけれども、先ほど申しあげました下水道処理センター4か所がありますけれども、今ハザードマップを見ますと、広域行政管内の下水道処理センターの4つのうち、烏山水処理センター、馬頭浄化センター、小川もですけれども、浸水想定区域に入っているのかなと思われます。そうすると、南那須水処理センター付近に汚泥再生処理センターを造るのかなと、ちょっと思っているところでございます。この場所についても、この南那須水処理センター付近が一番安全だと思われるんですけども、それについてはどのようにお考えか、お伺いたします。

○議長（中山五男） 施設整備室長、大谷君。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） この選定作業、組合長の答弁でもお答えしましたが、なかなか土地利用の状況が、あちはいいけれどもこっちは悪い

と、あと下水処理場の状況も、あっちは古いんだけどこっちは新しいというふうに、まちなものですから、調査、検討で非常に難儀しております。我々としては、自然環境保全の上に立って、現在の土地利用とか答弁の中にもありました土地利用とか、今ほどお話のあったハザードも引くくめて防災害、それに加えてインフラとかの社会条件とか、あんまり地権者さんが多過ぎてもいかなものだとか、そういったことをいろいろ総合的に考えているところです。

その中で南那須が浸水想定がないので優位なんじゃないか、こういうふうなご意見をこの議会からも何度かいただいております。やっぱりこういった時代ですから、浸水しないというのは非常に強いので、ここ南那須は大変な強みだというふうには考えております。

今、選定作業がちょうど佳境を迎えておりますので、今のところそういう状況ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（中山五男） 9番、高木議員。

○9番（高木洋一） やはり、この場所というのは結構もめるところでもございますので、早めに住民との合意形成を取っていただいて、決定していただければと思います。

最終ページにこの施設整備スケジュールというのがございまして、こちらを見ますと、建設候補地選定が令和6年度、建設用地取得合意形成が令和7年度とあるんですけれども、こちらのスケジュールは若干遅れているように見受けられるんですけれども、こちらについてはどのようにお考えですか。

○議長（中山五男） 施設整備室長、大谷君。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 実際にスケジュールについてはおっしゃるとおりでございます。今年度、建設候補地の絞り込みまでできるかなと期待していたんですが、やっぱりなかなか難しく、完全な絞り込みには至っていない、今年度中になかなかそこまで到達するのはちょっと難しそうかなというところがございます。

その代わり、何というか、各地区のどこが優位なのか、もちろんあそこの地域の中でも何か所か候補になり得るところがありますので、そういう中での優先順位までは今年度中にやらなければならないと思います。この後、来年度にかけて、またその中でもこの土地というところを絞り込んで、今も絞り込みつつの作業ではありますけれども、実際は用地取得は年度末なのか再来年度の初めなのかというところが見込まれるかなと思います。住民説明会を何度

かやることになると思うんです。ゆえに、丁寧に説明をしていく、段階的に説明していくということを考えていくと、説明会を何度かやらなくちゃいけないでしょうし、選定作業というのも絞り込み作業というものを丁寧にやっていく必要がありますので、多少時間がかかるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中山五男） 9番、高木議員。

○9番（高木洋一） じゃあ、早急に進めていただきたいと思います。

次に、し尿処理の下水道放流方式について確認させていただきたいんですけども、この下水道なんですけど、下水道事業は那須烏山市、那珂川町、それぞれ管理しております。那須烏山市では令和5年度より企業会計に変わっております、そうするとお金の流れや経営状況を正確に上げなきゃいけないし、維持管理費をまかなうなど生産性が重視されるのかなと思っております。現在でも那須烏山市では、下水道料金は一般会計から繰り出している状況にあるんですけども、今後はこの下水道料金が上がるようなことはあるんでしょうか、お伺いします。

○議長（中山五男） 施設整備室長、大谷君。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 今年度、委員会を3回開く予定です。それと担当課との打合せを何度か開いているんですけど、その中では下水道料金は上がるという話は私は聞いていないので、そのところはちょっと分かりません。

以上です。

○議長（中山五男） 9番、高木議員。

○9番（高木洋一） じゃあ、下水道料金は負担がないような形で進めていただきたいと思います。

あとこれ、下水道放流方式になりますと、下水管のほうに流すという形になるんでしょうか。それはまた別でしょうか。下水道放流方式というのを一部の住民の方に説明したところ、最近、下水道の老朽化による問題が全国各地で発生しているのがあって、そういった問題はないかという質問とか確認をされたんですけども、それはないのかというのを住民に

説明が必要なのかなと思います。

○議長（中山五男） 施設整備室長、大谷君。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 下水道放流は、今考えられている基本計画でつくってきたものは、前処理、生物学的な処理を新たな汚泥再生処理センターでやっておいて、高度処理は下水処理施設にお任せする。それほど水量が流れる予定にはなっていないですね。では、どんなところに接続するのか、多分いろんな方式があるんでしょうけれど、我々として思っていますのは、やっぱり今ほどお話があったみたいな下水道処理場近くの流末の本管ですね。本管も、本管に直付でいうのではなくて、やっぱり枡をつけて、そこで流量の調整をしたり高さの調整をしながらやることになるだろうということです。

多分下水関係も、例の事件もあったので、いろいろ調べが進んでいるんだと思うんですけど、この辺りは幸い下水処理区域が非常に小さいので、管が非常に小さいので、その辺りは問題がないと思います。

以上です。

○議長（中山五男） 9番、高木議員。

○9番（高木洋一） こども分かっているんですけども、改めて説明しておいたほうが住民も安心するのかなと思って質問させていただいたところでございます。

あと、資源化方式の堆肥化について確認なんですけれども、先ほど組合長からの答弁もございましたが、堆肥化方式について住民説明会で使用した資料の11ページに、堆肥の需要先については今後検討を行っていきますというふうに書かれております。今後どのような形でこの検討を行っていくのかを改めてお伺いいたします。

○議長（中山五男） 大谷室長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 組合長のお答えにもありましたとおり、今年度、他の広域さんですとかいろいろなところに聞いたんですけど、やっぱり需要が振るわないというところを何か所かから確認をしてございます。じゃあ、これからどういうふうにそこを確認するか。やはりもともと話のあった酪農家さん、そういったとこ

るが必要があるというお話だったので、そこに対してはアンケート調査をやらなくちゃいけないかなということで検討を開始しているところです。

○議長（中山五男） 9番、高木議員。

○9番（高木洋一） 堆肥化方式は資源の有効活用だったり環境負荷の低減といったメリットはございますけれども、先ほどございましたとおり供給先の確保が課題だと思われま
す。13ページに記載されているとおり、建設費が44億円、維持管理費が20年間で38
億円かかります。交付金等があるとはいえ結構な金額がかかかりますので、先ほど答弁ござい
ましたとおり、1度、見直しも含めて協議を行ったほうがいいのかと思いますので、よろ
しくお願いいたします。造ってしまってからでは遅いので、早急に進めていただきたいと思
います。

このし尿処理施設も稼働から40年ぐらいたっておりまして、早急に整備を進めていた
だきたいと思います。今回、衛生センターの件で質問させていただきましたが、早急にどち
らも進めていただきたいと思ひまして、少し早いんですけども一般質問を終了いたします。

○議長（中山五男） 9番、高木洋一議員の質問がこれで終わりました。

暫時休憩をいたします。

【休憩】（午後2時27分）

【再開】（午後2時34分）

○議長（中山五男） 一般質問を続けます。

次に11番、渋井由放議員の発言を許します。

11番、渋井議員。

〔 渋井由放議員 登壇 〕

○11番（渋井由放） 皆さん、こんにちは。11番、渋井由放でございます。ただいま
中山議長より発言の許しをいただきました。議場に足を運んでいただいた皆様、60分、時
間をいただきましたので、お付き合いをお願いいたします。

今日はぼかぼか陽気でございますけれども、どうも花粉が飛んでいるようでございます。皆さんも聞きづらいかとは思いますが、マスクをしながらやらせていただきたいと思います。

それでは、一般質問通告書に従いまして質問をいたします。執行部におきましては、明快なる答弁をお願いいたします。

まず、一般廃棄物処理基本計画について伺います。

一般廃棄物処理基本計画は平成30年度を初年度として、平成44年度、いわゆる令和14年度までの15年間の計画期間として策定されました。本計画は、初年度から5年ごとに短期・中期・長期の目標年度を設けまして、本計画で掲げた数値目標や取組の進捗状況を踏まえた上で見直しを行います、こういうふうになっておりまして令和4年度が見直しになると思われま。

この一般廃棄物処理基本計画については、ホームページから出してありますが、この令和4年度を過ぎましてもホームページには、その後、公表されていないというか、掲載されていないということでございまして、その辺はどのようになっているのかお伺いするものであります。

○議長（中山五男） 川俣組合長。

○組合長（川俣純子） 本組合の一般廃棄物処理基本計画についてお答えいたします。

一般廃棄物処理基本計画は一般廃棄物の統括的な処理責任を負う市町村がその区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための計画であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第6条に基づき、市町が、当該市町の区域内全域に対して定めるもので、策定事項は、①一般廃棄物の発生量・処理量の見込み、②排出抑制方策、③分別収集の区分等、④適正処理に関する基本的事項、⑤処理施設整備に関する事項、⑥その他のごみ処理に関する必要な事項とされ、那須烏山市・那珂川町とも、おおむね前回計画は平成28年から32年度、現計画は令和3年から7年度を期間として策定していると思いま。

組合は、那須烏山市・那珂川町の共同処理事務として、し尿処理施設・ごみ処理施設の設置・管理運営を担っており、現施設の老朽化に対応するため、新たな施設整備を行うべく、平成27年から29年度に一般廃棄物処理基本計画及び施設整備基本構想を策定し、令和元年に循環型社会形成推進地域計画を策定しました。これは、環境省の一般廃棄物処理施設整備手順マニュアルの手順に従ったものであります。

議員質問のとおり、現在の一般廃棄物処理基本計画は、平成27年から29年度で策定し、

平成30年から44年度の15年間を期間としています。策定事項は、し尿処理施設・ごみ処理施設の設置・管理運営を託されている一部事務組合の計画らしく、特に、一般廃棄物の発生量・処理量、処理施設整備に関する事項が詳しく記載されています。ご指摘の5年ごとの見直し、短期目標年度である令和4年度見直しについては、行っておりません。これは、環境省「一般廃棄物処理施設整備手順マニュアル」に基づき令和2年、3年度のごみ処理施設整備基本計画及び令和4年、5年度のし尿基本施設整備基本計画によって、組合の一般廃棄物処理基本計画の主である一般廃棄物の発生量・処理量、ごみ量、施設整備に関する事項の具体検討を行っているためであります。これが一番、渋井議員がご存じのことだと思います。

なお、今後の本組合の一般廃棄物処理基本計画の取扱いについては、現在、本組合が令和4年11月の住民説明会で宣した施設整備方針の見直し・再検討等を推進しており、今後、一般廃棄物処理基本計画の形を変える可能性があるため、栃木県と協議して参りたいと考えておりますのでお願いしたいと思います。

○議長（中山五男） 11番、渋井議員。

○11番（渋井由放） 計画というものは、いろいろと変わるものですが、どんとこういものがホームページ載っておりますと、どうなっているのかな、こういうふうに関心がある人は見ているわけです。ですから、今現在、こういう状況なので、こういうふうに進めておりますとかというような案内があつて当たり前なんじゃないかと思うんです。民間だったらお客様に対して、今現在こういうふうになっています、これ100ページにもわたるんですよ。

1ページにはこういうふう書いてあります。前期計画、これ、前の話のもですね、平成24年3月策定、計画期間、平成25年度から31年度の間目標年度は平成27年度であったため、本来であれば平成26年度中に見直しが必要でありましたが、新たな施設整備の必要が生じたことにより、中間見直しではなく、現状の把握、解析、将来予測に基づき新たな一般廃棄物処理基本計画、以下「本計画」という、を策定することとなりました。

とのことであつたので、当然、今そのような状況にあるのかなというふう思うんです。ですから、そういう情報を今こういう状況なんだから、いつ頃までに、そういうものを全部調べて、策定して皆さんにお知らせしますよというようなことをすればいいんじゃないのかな、こういうことについていかがですか。

○議長（中山五男） 整備室長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 一般廃棄物処理基本計画で
ございます。

ご指摘のとおり、どちらかというとし町がみちみちと5年に一度作っている、どちらかという
と分別収集がメインでございますので、市町において5年に一度みちみちと作ってい
るところでございます。

広域行政については、どうしても施設整備がメインということになりますので、その用途、
施設整備の方法についてを詳しく書いているというところでは。この平成27年から29
年度の基本計画を踏まえて、先ほどご説明いただいた施設整備構想ができていたというふ
うな流れでやってきたわけですが、我々の施設整備がいろいろ見直しとか、いろいろな状況
になっているものから、もともと考えていた向きがちょっと外れているような状況で
ございます。

前回の計画のときにもお話の中にもありましたとおり、やはり前回も新しいものを作り直
すということになってしまったわけですが、もしかしたら今回もそういうふうになる可能
性もあるというふうに私個人的には見ているところでございます。

一般廃棄物処理基本計画については、やはり今後の施設整備の進捗を見ながら、リニュー
アルをすべきときにはリニューアルをすることになると思っております。また、施設設備と
合わせて検討してまいりたいというふうに思っています。

先ほど、状況をお伝えしたらいいんじゃないかという話は、おっしゃるとおりだと思います
ので、その辺りは検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中山五男） 11番、渋井議員。

○11番（渋井由放） これ、とっても神経質になっている方もおまして、今日も足を
運んでいただいているのかなと思うんです。そういう方々、ちょっとした微妙なところでも、
何というんですかね、敏感に反応するわけですよ。ですから、できる限り情報はしっかりと
出して、これは当たり前のことだと思うんですよ。そういうことを、市長、組合長、町長と
いうところは、しっかり職員の方に伝えないといけない。私はそういうふうに思うんですけ
れども、組合長、いかがですか。

○議長（中山五男） 川俣組合長。

○組合長（川俣純子） 伝えているつもりではありますが、対応が遅いということもあるかもしれませんが、いろいろな意味での発信はさせていただいています。ただ、確かにホームページに載せにくかったというものがありますので、今後、なるべく細かくというよりは、決まったことは載せていくように努めてまいりたいと思います。

○議長（中山五男） 11番、渋井議員。

○11番（渋井由放） それで、中を詳しく見ますと、見ている方、あれなんです、58ページになります。整備スケジュール、新たに整備するごみ処理施設の整備スケジュールは以下のとおりである。こういうふうになっていて、平成32年から33年、これは平成ですから令和に読み替えますね。令和2年から令和3年度、ごみ処理施設の基本計画です。続いて、令和3年から4年で、敷地造成工事基本設計・実施設計、今、令和7年度になるわけですけれども、令和5年から8年で敷地造成工事・ごみ処理施設建設工事で、令和9年から稼働予定と。これ、ごみだけじゃなくてし尿処理の場合も同じことが書いてあるのかなと思うんです。ただ、し尿処理の場合はちょっと年度が間違っているんで、見てもらわなきゃならないと。

そのほかにも、中の表記とか、そういうものも結構変わっているんです。施設の変わりだけじゃなくて、そういうものもよく見ていただいて、情報を地元のほうでもしっかりこういうふうに見ているので、こういう見ているところ、発表するところ、しっかり対応していただくようにしまして、次にまいりたいと思います。

続きまして、循環型社会形成推進地域計画についてでございます。循環型社会形成推進地域計画は、令和元年12月に作成され令和6年度までの計画になっております。引き続き令和7年度からの計画がもう多分作成されていると、このように思うのですけれども、前計画と比較して変更になっているのではないかと、このように思います。それで、前計画の処理体制の要点というものが1から5まで書いてあるんですね。

まず1は、本組合において令和8年度までにマテリアルリサイクル推進施設及びエネルギー回収型廃棄物処理施設、これは多分し尿処理施設ですね、焼却炉と我々が言っている、そのことではないかと思うんですね。次に、2が構成市町において、雑紙の分別収集を推進すると。3が那珂川町の一部地域で実施している生ごみの堆肥化事業、これを推進する。4として、プラスチック製容器包装の分別収集について検討を進める。5として、構成市町

において、浄化槽設置整備事業を推進すると、このようになっております。前計画と比較してどのように変更になるのかお伺いをするところであります。

○議長（中山五男） 川俣組合長。

○組合長（川俣純子） 市・町・組合の三者による循環型社会形成推進地域計画についてお答えいたします。

市町村は、廃棄物の3Rを総合的に推進するため廃棄物処理・リサイクル施設を整備する際、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用しますが、循環型社会形成推進地域計画は、当交付金を得るために必要とされる総合的な交付金計画であります。

本組合は、現在の一般廃棄物処理施設の老朽化に対応するため、平成27年度から本格的に施設整備に着手し、平成27年から29年度で一般廃棄物処理基本計画及び施設整備基本構想を策定し、平成30年から令和元年度で施設整備基本構想に基づく建設候補地を選定しました。

議員ご質問の令和元年12月に策定した計画は、那須烏山市・那珂川町・南那須地区広域行政事務組合の三者による第1期循環型社会形成推進地域計画であり、計画期間は令和2年から6年の5か年でした。

ご指摘のとおり、施策の内容の中の処理体制の項目において組合が、令和8年度までにマテリアルリサイクル推進施設及びエネルギー回収型廃棄物処理施設を整備する、令和11年度までに汚泥再生処理センターを整備するとして以降の項目で、処理施設等の整備について具体的な計画を掲げています。

その後、本計画は、整備事業の進捗に伴い、令和2年、3年、4年、5年度に変更承認を得ました。計画を変更しながら、ごみ処理施設整備基本計画・し尿処理施設整備基本計画を策定し、この2本の計画策定に係る循環型社会形成推進交付金の交付を受けた次第であります。

さて、第1期計画が満了するため、今回、第2期計画を策定しました。計画策定のために、南那須地区広域行政事務組合一般廃棄物処理施設整備検討委員会や栃木県と打合せを重ね、環境省の承認を得ましたので、引き続き、循環型社会形成推進交付金を受けることが可能となりました。

第2期計画は、計画期間について、新たな汚泥再生処理センターの整備スケジュールを踏まえ、令和7年から13年度の7か年間計画としました。

また、施策において処理施設は、し尿処理施設については、汚泥再生処理センター新築に

向けて、し尿処理施設基本計画の整備スケジュールに基づき、令和8年度に測量・地質調査、令和8年、9年度に生活環境調査、令和9年、10年度で発注支援、基本設計含む、令和11年から13年度で建設工事、令和14年度で供用開始としました。

一方、ごみ処理施設は、課題である、ごみ処理施設の整備方針の見直し・再検討の結論が出ていないため、暫定的に、第1期地域計画及びごみ処理施設整備基本計画を継承する内容としました。

具体的には、令和2年、3年度のごみ処理施設基本計画策定の後の令和4年から8年度は、ごみ処理施設整備の進捗しない時期として、令和9年度に測量・地質調査、令和10年、11年度に生活環境調査、令和11年、12年度に敷地造成計画、令和12年、13年度に発注支援、令和14年から18年8月に建設工事等、令和18年9月供用開始として仮置きいたしました。

ごみ処理施設の整備方針の見直し・再検討の結論が出ていないため、南那須地区として新たなごみ処理施設を建設するという、従前の施設整備方針を踏襲した暫定計画としましたが、栃木県のごみ処理の長期広域化・集約化の計画に積極的に参加しているところであり、本地区のごみ処理施設の整備方針の見直し・再検討も令和7年、8年度で本格検討し、その後、第2期地域計画を改訂することになると考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（中山五男） 11番、渋井議員。

○11番（渋井由放） 簡単に申しますと、環境省から交付金をもらうのに、こういう計画を仮置きしながらでも作っていかないと、なかなかその計画に対してお金が出るものだから、こういうものを作っているんですよ、こういうような形かなと思います。

それで、それぞれやっぱり一つ一つこの処理の要点の中に、これは那珂川町の話なので、那須烏山市云々じゃないんですけども、一部の地域で実施している生ごみの堆肥化事業を推進する、こういうことで、生ごみを堆肥化しております。

那須烏山市は那須烏山市で燃やせると、こういうふうに行っているわけになるのですが、実は紹介したい事例がございます。この前、テレビ東京で「ガイアの夜明け」という番組がやっています、その中に、那須烏山市の議員は、現実そこへ行って見てきたんですけども、益子町ですね、生ごみを堆肥にしていることなんです。これ、那須烏山市の議員はみんな見ているのですが、ぜひ、今、話題になっているわけでしょう。し尿処理場の堆肥がどうなんだ、こうなんだって、ぜひ一度そういうところへ行って、近いので行って見てきてもら

ったらいかがかなというふうに思うんですね。

我々も行ったことがあるので、電話をかけて聞いてみたら、そのテレビが出た途端に各市町村の研修が絶えないと、こんなことを言っていました。組合長、どうぞ施設室長に1回見聞を広めてもらうために、そういうところへ行ってもらうというようなことを私からお願ひするんですが、そういうことはまずできますか。

○議長（中山五男） 施設整備室長。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 生ごみの施設については県内に有力業者、施設があるというのは私もよく知っています。親戚が近くに住んでいたりと、そういうことがあってよく知っております。

生ごみについては、前々から、今、し尿での堆肥の話で、いろいろ反対が出ている状況の中で生ごみの堆肥化というものが検討できるかどうかなかなか難しいと思うんですけども、それをひっくるめて、一般廃棄物の処理の検討委員会のほうで話題にしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中山五男） 室長、先進地の視察、研修は。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 議員さんですか。

○議長（中山五男） いえいえ、違う。あなたに。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 私？

○議長（中山五男） 渋井議員からそのような質問があったと思います。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） そうですね、堆肥の話がちょっと落ち着いたら検討したいと思います。

○議長（中山五男） 11番、渋井議員。

○11番（渋井由放） 組合長に命じてもらいたい、こういう理屈なんです。だって命じられないと私はということで、ぜひ、まだまだ先もいろいろあると思うので、そういうところも組合長どうでしょう。命じてもらえませんか。

○議長（中山五男） 川俣組合長。

○組合長（川俣純子） 命じるということではなく、検討の中には入ってくるのかなと思っています。また、同じ広域の中で那珂川町もやっていますし、茂木町もありますので、いろいろなところでやっているのは事実の確認をさせていただいています。私も見に行ったりもしていますので、その辺のところでは整備室長に行けるようになったら、私のほうから時間を見て、場を見ながら、その辺の計画はしていただきたいと思っております。

○議長（中山五男） 11番、渋井議員。

○11番（渋井由放） 今、茂木町の話が出ました。実は、組合長がまだ議員の頃です。組合長が先頭を切って、茂木町へ行って、ごみ処理はこういうふうにするんだということで、我々もそれに従って「はい」と言って行ったんですよ。そうしたら、いつの間にかいなくなっちゃったって言って、我々、迷子になっているというのが、状況かなと、分かりやすく言うんですよ。

ですから、初心に戻って組合長、もう1回、ここらで時代も変わってきています。もちろんお金の問題もありますが、幅広くご検討いただくよう、また室長にも、そういうところへ行って、ぜひ見聞を広めてもらうようお願いしたいな、こういうふうに思います。間違いなく組合長が我々を連れて行ってここだと言ったのは事実ですよ。

○組合長（川俣純子） 10年以上前です。お答えします。

○議長（中山五男） 川俣組合長。

○組合長（川俣純子） 確かに、たしか私、1期目だと思うので、20年近く……、15年はたってますよね。でも行ってないでしょう。そもそも行ったの。じゃあ、10年ぐらいですか。いや、10年じゃないですね。1期目、2期目ってことですね、相馬さんがいたということは。そのような時代には、初めてできたのは茂木町だったので、見学に行かせてい

いただきました。そのとき、落ち葉とかを全部いろんな意味で集めたとか、そういう話も聞いて、こういうのができればいいねというのは確かに皆さん、私も行政のほうに諮ったところ、結構難しいと言われて、今、那珂川町でも結構大変ですという話も聞いているので、やはり全部が全ていいわけではないので、その辺の自分たちの切替えとか、どのように、その費用対効果とか、また、それよりも安全性とか、あと環境問題とか、そういうことを考えてからのことだと思います。見学に行くことは全然私は拒んでいるわけでもありませんし、悪いことではないと思います。見聞を広げるということが一番大切だと思いますので、その辺は整備室長にもというか、関係者の皆さんにもそういうのはしていただけるとありがたいと思いますので。ありがとうございます。

○議長（中山五男） 11番、渋井議員。

○11番（渋井由放） 多分、2期目だったと思うんですよ。ですから、10年ぐらい前かなと思います。とにかくあのときは、組合長は、なぜこんなのができないんだぐらいの勢いだったかなと、こういうふうにしております。今、こっちじゃなくて向こうへ座ったものですから、随分体制が変わってしまったかなと。その変わったことが残念だというわけありませんが、個人的には残念だなと、こういうふうにしております。

それでは、循環型の社会形成推進計画、これは、環境省の補助金、交付金をもらうための中身は、仮に置いておくものもありますよというようなことを理解をして、これね、外部の皆さんからすると、これは間違っているじゃねえとかね、いろいろ、これおかしいんじゃないかっていう、そういう声も、それ見ちゃうと。数字がきちんと書いてありますから、どうしてもそういうところに縛られてしまうと。かといってホームページにこれは仮置きですよというのはいえないんでしょうけども、そういうところも説明会なり何なり行ったときに、よく説明していただかないと、軋轢の原因になるんじゃないかなというふうに申しまして、次に行きたいと思います。

次は、廃乾電池等及び資源物の入札についての質問をさせていただきます。蛍光灯を今LEDに変えるというふうに、ちょっと予算でも出ておりましたけれども、蛍光灯の使わなくなったものとか、廃乾電池、ボタン電池等は、今は北海道まで、北海道といっても網走の隣ぐらいまでの北海道ですから遠いですね。運搬して処理しております。私が調べる範囲ですが、近いところで処理をしていく。ほかの市町なんかでもそういうところでやっているということなんですね。我が組合もそういうところをいろいろ考えれば、収集運搬費、少なくとも網走近くまで行くか、この関東近辺で運搬するかというだけでは、かなりの運賃差が出る

んじゃないのかと、そうすると安く処理できるのではないのかなと、こういうふうに思っているところでございます。現在、どのような方法で入札を行っているのか、これについてお伺いをいたします。

○議長（中山五男） 川俣組合長。

○組合長（川俣純子） 蛍光灯及び廃乾電池等の処分方法についてお答えいたします。

現在の処分方法は、主要施策の成果に記載してあるとおり、公益社団法人全国都市清掃会議内の使用済み乾電池等の広域回収・処理連絡会の処理方法を利用しているところであります。

当連絡会は、環境省から使用済み乾電池の適正処理の推進を援助する組織体制の整備に関する依頼（昭和60年8月）に基づき設置されたもので、昭和61年度から全国の市町村を対象に、広域回収・処理計画による使用済み乾電池等の広域回収・処理事業が実施され、平成11年からは蛍光管も対象品目に加えられたものであります。令和6年度の広域回収・処理連絡会の加入団体は、全国959市区町村で全国のうち55%が、栃木県では25市町のうち21市町が加入しております。

この連絡会による広域回収・処理計画の目的は、1、安全かつ効率的な収集・運搬、2、安全かつ無害な処理・処分、3、処理・処分費に配慮しつつ水銀回収を中心とした処理方式、4、効率的な事務処理であり、処分は、管理業務が公益社団法人全国都市清掃会議、運搬業者が日本通運株式会社、日本貨物株式会社、処理処分業務が野村興産株式会社によってなされております。実績は、毎年、数百団体が処理を実施しており、水銀、亜鉛、鉄等がリサイクルされてきました。

現在の契約方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「性質又は目的が競争入札に適しない」ものとして、随意契約をしているところでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中山五男） 11番、渋井議員。

○11番（渋井由放） もともと環境省が音頭を取って、安全で安価なこの処理方法というようなことでやっているということで、いかにもそのように聞こえますが、ある意味、言い方が悪いかもしれませんが、その權益を守ってですね、環境省の權益を守っているというような見方もするところもあるだろうと思うんですね。言い方悪いですけど、天下りに近い

という、そういうようなことかなというふうに思います。

この前、中山議長のお声がけで、廃乾電池の中間処理について、先日、勉強会を開催をさせていただきました。同僚議員も参加をいただいて勉強したところでございますけれども、その廃乾電池については、茨城県の会社ですけれども、安全に間違いなく処理できると、こういうことを確認をいたしました。

それで、廃蛍光灯についても、宇都宮市ですね、これは長野県のある会社、名前言ってもいいんですが、と契約をしていると、こういうような話でございます。

次、廃ボタン電池ですね、これは一般社団法人電池工業会というのが回収すると、いわゆるメーカーとして製造責任があるので、それは無料で回収しますよということでした。そうすると、これが、その回収するのほどこにあるかということ、ホームセンターの売っているところにあるそうです。さすればですね、北海道に持っていくこともないですし、特命随契にする必要はないんじゃないかと、競争入札でやれる、またほかはやっているということなのかなと、こういうふうに思うんですけども、その辺については、入札で安くできればいいのではないかと、私はそういうふうに思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中山五男） 整備室長、大谷君。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 衛生センター所長です。

今ほど議員さんからお話がありましたとおり、今まで全都清等のやり方については、非常にやっぱり合理的なやり方と、やっぱりお値段が安いというところが大変なメリットでして、蛍光管は少なくなってきたとは思いますが、かなりの量です。その蛍光管ですとか小さいボタン電池とかですね、いろんな電池をひっくるめて、また、今の社会問題になっているリチウム電池などの二次電池ですね、二次電池などもひっくるめて、全都清ほかのやり方であれば、蛍光灯を一度に処理していただけるという非常に使い勝手がよくて、しかもお値段が安いというところになっています。

ご質問もありますけど、昨年度、我々も資源物の売却関係、例えばペットボトルなんかは今まで容リ協、それまでは容リ協に頼んでいたんですけど、そこじゃなくて別のところと特命随契になったんです。やはりお値段が非常にいいということ、で、収量はもちろんなんですけど、お値段が非常にいいということでそうやらさせていただきました。

今後、やっぱりそういう圧倒的に有利な方法が出てくれば、また検討したいというふうに思っていますけれど、今のところまだ県内の業者さん、隣県の業者さんでいろんな電池、バ

ッテリーなんかもひっくるめて全部処理していただけるというお話はまだ聞いていないので、今後の検討課題なのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中山五男） 11番、渋井議員。

○11番（渋井由放） よく言うんですね、分ければ資源、混ぜればそのままごみと。ですから、集まってきたものを上手に分けて、その広域に集まっちゃうわけですね。ボタン電池なんか、本当はそういうところへ持っていけば、市民の皆さんが使ったやつを持っていけばいいんですが、集めるって書いてあるんですね、集めるって。それは、那須烏山市が2か月に1回、那珂川町は3か月に1回になっているんですね、電池は。ですから、集まったものを上手に分ければ安くなると、そして問題がないと。やっぱり、その知恵なりを出して、そういうことを、まとめて、はい、簡単ですよと、こういうのではお金が何ぼでもかかっちゃうんじゃないかと、私はそういうふうに思うんですが、少しもう一度あれしますが、どうですか。

○議長（中山五男） 衛生センター所長、大谷君。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） ありがとうございます。市と町では分別のガイドブックと、あとカレンダー、それら以外のいくつかの方法でPRをして、分別を促しているんですけど、その中では、ボタン電池は店舗回収していますからなるべく店舗回収するようにしてくださいと。やっぱり小型充電式についても、なるべく店舗回収でお願いしますというようなことも一応かなりやってはいるんですけど、どうしても住民の皆さん、有害物の日にまとめて蛍光管とかですね、割れたいろんなものとかというふうにして、ある程度まとめて出したい方もかなりいるようで、どうしても収集されてしまうというのが現状でございます。本当は収集量を上げるとかいろんなやり方が考えられるんでしょうけれど、ただでさえ今の収集に対していろいろ、何とかもう少しざっくりとやらないのかというふうなご意見もありますから、なかなか収集を細分化するのは難しいのかなというようなことから、今現在は、例えば小型充電式なんかは分別収集はしていないんです。なんですけど、どうしてもやっぱり何とか受け入れてくれという話が多いので、持込みされた方だけはお受けをしているような状況です。どうしても住民の皆さんの意見も考えながらという、今のようなやり方になるのかなというふうに考えているところです。

今後、引き続き検討はしてまいりたいと思いますし、その際に、やっぱり住民の利便性というものも考え合わせながら検討したいというふうに思います。

以上です。

○議長（中山五男） 11番、渋井議員。

○11番（渋井由放） これからどんどんお金がかかっていくし、大変な時期に差しかかっているんで、まとめてごみと出せば楽でいいですよというような時代ではない。市民の皆様にもいろいろ迷惑をかけることもあるかもしれませんが、集まってきちゃったものは広域のほうで分けて、きちんと処理できる方法を考えればいいんじゃないのかなと、こういうふうに思うんです。

それで私、中山議長のお声かけで、先ほども申しましたけど、勉強会を開きました。というか、中山議長が勉強会を開きました。そこに参加してもらったのが、那須町の議員さんと矢板市の議員さん、これらを、せっかくやるんでどうですかって声かけをして、参加をさせていただいたところでございます。

そうすると、同じようなことをやっているわけですけども、私、広域の長期広域化というような観点、先々等見据えてですね、うちのほうはたった17トン、全部で17トンで200万円かな、ぐらいなんですけど、こういうような、例えば電池とか蛍光灯、蛍光灯なんかこれから作らなくなっちゃうわけですからね。使用も駄目だって作らないから、当然、どんどん減ってくると。そういうようなところで、上手に話し合っ、長期広域化の一步手前というか、そういう話をしながら、共同処理みたいな形も考えられるのではないのかなと、こういうふうに思って、議員に来てもらって、お昼もごちそうして帰したわけなんですけど、そういうのはいいねとは言っていました。いいねとはね。ただ、そういうようなことができるかどうかは分からないんですが、まず思い切り、広域の広域化というか、長期広域化というよりは、そういうようなところで、この連携が取れないかぐらいの話で進めれば、いいアイデアも出てくるんじゃないのかなと、こういうふうに思っているんですが、その点についてはいかがですか。

○議長（中山五男） 衛生センター所長、大谷君。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） そうですね、広域化の枠組みというとなかなか難しいと思うんですけど、幸い、近隣の広域の皆さん、那須広域、塩

谷広域、芳賀広域の皆さんとは仲よくさせていただいて、時々打合せをする機会があります。そういうような機会を通じて、いろいろ勉強しながら、この電池、蛍光管に限ったことではないんですが、よりよいやり方を調査研究するように、職員に案内してあります。そういうことを重ねていく中で、ごみ処理施設の広域化、集約化にもちょっと関係もありますので、少しずつ検討していければというふうに思っています。あと、ペットボトルなんかは、ちょうど昨年でやらせていただきましたが、やっぱり各団体さんがいろいろと検討されていたのでいろいろ情報交換して、大体同じような時期にやれるところからやり始まっているものだと思います。そのような情報交換はしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中山五男） 11番、渋井議員。

○11番（渋井由放） 何かやるんだかやらないんだか分からないんですが、多分やらないんだなというふうに思いました。少なくともですね、特命随契がいいのか、競争入札がいいのかということなんです。一般的には競争入札がいいと、まずこの件についてはいかがですか。

○議長（中山五男） 衛生センター所長、大谷君。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） そのあたりはこの後の質問でもお答えさせていただく予定としてございますので、そこでお答えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中山五男） 11番、渋井議員。

○11番（渋井由放） じゃあ、そこですね、どうしようもない場合は特命随契になるんですよ。競争入札ができるようなのが基本かなと、こういうふうに思います。とにかく経費節減の知恵を出していただいて、今までと同じでやっていたら大丈夫なんだと、こういうようなことで終わらないようにしていただくようお願いして、それじゃあ、次のほう行きませぬ。

資源高と言われる現在において、資源物の入札を幅広く行えば、高値で買い取る場所が

あるのではないかと、このように思っているわけです。現在、どのような方法で入札をしているのか伺うわけでございます。

○議長（中山五男） 川俣組合長。

○組合長（川俣純子） 資源物の売払いについてお答えいたします。

資源物の売払いは、主要施策の成果等に記載しておりますが、現在は、鉄類のうちCプレス・鉄くず、アルミ缶、紙類、衣類については、契約期間を3か月間として、見積り合わせによる随意契約としています。

また、羽毛布団は、契約期間1年間に対し、1者による随意契約、鉄類のうち廃鋼材については、1年分を年1回売り払うことで、見積り合わせによる随意契約としています。

一方、ペットボトルについては、令和5年度水平リサイクル協定に基づき、サントリーグループが指定するリサイクル業者1者と随意契約をしております。

資源物は価格の変動があるため、契約期間を3か月間とすることが多いことから、これまで、契約期間に至るまでの期間が短く、手続も簡素で、小規模事業者も参入可能である随意契約による売払いが多かったところであります。

しかし、予算の効率化や契約に至る手続の公平性・透明性という点では入札方式が優れていますし、ペットボトル水平リサイクルで採用した協定に基づく特命随意契約のように、価格や特別な目的（資源循環型社会の形成推進、温室効果ガス排出抑制）などに秀でた新方式も現れていますので、今後もより安全で経済性・事務合理性の高い契約方法、より一層効果的な契約方式を選択したく、職員には常に調査研究を指示しているところですので、先ほどお答えが出せなかったのかなと思っておりますので、これで答弁なのかなと思っております。

○議長（中山五男） 11番、渋井議員。

○11番（渋井由放） これの入札、見積り合わせというか、見ますと、3者見積り合わせしたところ、1者は辞退で2者なんだという、それが何年も続いているというようなことがあると思われるんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（中山五男） 衛生センター所長、大谷君。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 今のお話、おっしゃるとおり3者指名していて、1者がどうしても棄権してしまい、2者になってしまうものが多いところでございます。

○議長（中山五男） 11番、渋井議員。

○11番（渋井由放） それが1回限りというんじゃないんですよね。何年か、何回かそういうことがあるということよろしいですか。

○議長（中山五男） 衛生センター所長、大谷君。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） ごめんなさい、経過をまとめたものがあるんですけど、ちょっと手元に見つからなくて。

○11番（渋井由放） いや、あるかないかだけでいいです。

○次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長（大谷光幸） 何年か続いていると聞いてございます。

以上です。

○議長（中山五男） 11番、渋井議員。

○11番（渋井由放） 何年間か、3者見積りして、1者辞退で、何年も続いてきたら、普通、もう1者のところへ、別なところ入れるかって、こういうふうには考えないのかなというふうに思うんですね。

実はですね、私、那須烏山市では、同じことを繰り返して進歩がない行政のことをコピー行政、こういうふうに言わせていただいている。これ、那須烏山市の議会では結構広がっているんですね。

ダーウィンの進化論というのがございますけれども、環境に対応したものが生き残れると、こういうふうなことでございます。決して強いものが生き残るんじゃない、環境に適応しているものが生き残ると、こういうのがどうもダーウィンの進化論のようでございます。

我々みたいな小さな広域行政も、大きいところに寄り添って何とか生きながらえていこ

うと、こんなようなこと、今現在、人口が減っていますのでね。ところが、そういう中にもです、何とか知恵を出して生き残りの手法を考えていかないと、今までと同じでは決して駄目なんじゃないのかなと。その一歩を踏み出していくために、みんなで知恵を出し合っていきたいと、そういう中には大きなごみ処理の計画の話、そういうのも含めてやっていければなど、こういうふうに思うんですけれども、組合長、その点についてはどうでしょうか。

○議長（中山五男） 残り5分をそろそろ……。

○11番（渋井由放） 大丈夫です。もう終わってるんだから。

○議長（中山五男） 川俣組合長。

○組合長（川俣純子） ご意見ありがたいと思っております。今後もいろんなことで変化があると思いますので、それに対応できるように柔軟性を持ちながら、また、議員の皆さんからのご意見を生かしながら、いろいろな意味で検討できる材料はたくさんいただきましたので、今までの衛生センター、し尿処理のほうも同じように皆さんのご意見をいただきながら考えさせていただいておりますので、十分なご意見を生かして、私たちもしていきたいと思っておりますので、いつもご提案ありがとうございます。

○議長（中山五男） 11番、渋井議員。

○11番（渋井由放） 今日、一般会計の予算を審議しました。その中で、基金の利子、これが400万円ぐらいは、正式には300万3,000円ですけれども、400万円ぐらいになるんじゃないのかなというような話がありました。議員の給料は2年分ぐらい出るのかなと、こういうふうに思います。やはり、みんなで研究して、そこでやれば、いい結果が生まれてくるんじゃないのかなというふうに思います。そういうのを一つ一つです、議会のほうと執行部のほうと協力しながら、今後も進めていければなど、こういうふうに思います。

以上をもって、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中山五男） 以上で11番、渋井由放議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

【休憩】（午後3時32分）

【再開】（午後3時40分）

○議長（中山五男） 一般質問を再開いたします。

次に、8番、高野泉議員の発言を許可いたします。

8番、高野泉議員。

〔 高野泉議員 登壇 〕

○8番（高野泉） 8番、高野泉です。議長より発言の許可をいただきました。最後の質問者となりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

通告書に基づき、一般質問をいたします。執行部の建設的な答弁を期待いたします。

1項目め、し尿処理施設整備基本計画について、2項目め、消防の充実について、3項目め、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画について、3項目をご質問いたします。

それでは、1項目めの質問をいたします。

し尿処理施設整備基本計画についてです。稼働から38年が経過しており、全体的に各設備機器及び躯体等に老朽化が進行している。また、し尿・浄化槽汚泥等の搬入量も当初の計画消費量と比較して減少し、搬入性状も変化していることから、し尿・浄化槽汚泥等の適正管理を将来的にも継続していくために施設の更新を検討する時期となっている。

令和6年3月に、し尿処理施設整備基本計画案が作成されました。令和6年度に建設候補地の選定、令和7年度に建設用地取得合意形成、着工予定が令和11年度に計画されているところであります。

そこで、次の細目4点について伺います。

なお、その前に高木議員と質問が重なる部分がありますので、ご了承願ひしたいと思います。

まず、細目1点目ですが、令和5年度までにごみ処理場とし尿施設の分離についてはなかったと認識していますが、この分離した経緯と方向性についてお伺ひします。

○議長（中山五男） 川俣組合長。

○組合長（川俣純子） ごみ処理施設とし尿処理施設の分離についてお答えいたします。

まず、施設整備の経緯は、高木議員にも答弁したとおり平成27年から29年度の施設整

備基本構想以降順次進め、令和4年度住民説明会以降は施設整備方針の見直し、再検討を進めています。この最初の成果が、令和4年、5年度のし尿処理施設整備基本計画であります。

施設整備基本構想では、ごみ処理施設、し尿処理施設の2施設併設型の整備方針でしたが、これは2施設を個別に整備する分散型よりも、1か所で集約整備するほうが合理的という理由のものでした。このとき、し尿処理方式は、水処理は河川放流、資源化は助燃剤化の方針でした。これを、し尿処理施設基本計画に、水処理は下水道放流、資源化は堆肥化に改めました。

水処理方式見直しの理由は、社会情勢の変化、特に汚水処理の広域化・集約化の動向に倣ったものであります。整備点数の多い河川放流よりも、高度処理を下水処理場に託す下水道放流方式のほうが経費的に優れています。また、特に組合議会による提言及び先進地視察を通じた下水道放流の推奨が大きかったと思います。

その後の方向ですが、下水道放流は南那須管内の4下水道処理区付近に建設する必要があり、現在は、新し尿処理施設の放流先・建設候補地を選定中であります。

こうした経緯と方向から、かつての構想による2施設の併設整備は事実上なくなりました。まずは、新し尿処理施設の単独整備を進めることとなっております。

○議長（中山五男） 8番、高野議員。

○8番（高野泉） 経緯と方向性について、今、組合長から答弁をいただきました。

先ほど高木議員の質問への答弁の中で、3月末に臨時議会を開催するというところで、その中で改めて候補地については説明をいただくという答弁をいただいておりますので、細目1点目の項目については以上で終わりにしたいと思います。

次に、細目2点目。令和6年8月25日に、保健衛生センター施設整備の経過等の住民説明会がありました。その中で課題について伺うとありますが、こちらについても先ほど高木議員の一般質問の答弁で、今後、推進に向けてやっていくという答弁をいただいております。

し尿施設の重要性や必要性を理解してもらうための実施や、住民説明会を開催して積極的な意見交換を行うことは重要と考えております。今後、説明会については追い追い説明をしていただくという答弁をいただいておりますので、こちらについても特に委細質問はございません。

細目3点目、伺います。資源化として堆肥を有効使用する、その活用法についてということでお伺いするのですが、こちらは堆肥化の需要先、費用対効果については高木議員の質問

の中で答弁をいただいております。その中で、推進の需要についてかなり検討されていると
いうことであります。まさに利用促進の課題というところは、今でも課題として取り上げら
れているところでございます。

計画の中で、堆肥化、製品量が試算されております。1日当たり平均、製品用として36
0キロ、1年間で132トンという見込みを計画の中ではされているとありますが、こちら
は先ほど答弁にあったように、酪農関係の方にアンケートを取ると。その需要について調査
をするというところで、費用対効果がなかなか難しいという形なんです、ぜひとも需要先、
需要に向けて調査研究をしていただきたいと思っております。

その中で、民間企業でも、下水道での製品化している企業、あります。またその企業と連
携して、汚泥を使って、堆肥を使って、作農層ですね、大きな農場とかですね、そういう部
分と契約をしたり、つくって需要を拡大するとか、それにさらに付加価値を、高い付加価値
を使って優先的に販路を見出せないかというようなどころまで含めて、そういう部分で再
度、その販路、あるいは需要について再度お聞きしたいと思えます。

○議長（中山五男） 3点目に対するの答弁を求めたものですね。

○8番（高野泉） 2項目めは質問ありません。3項目について、今、答弁を求めている
ところでございます。

○議長（中山五男） 組合長。

○組合長（川俣純子） 堆肥化の活用法についてお答えさせていただきたいと思えます。

高木議員に答弁したとおり、パブリックコメントで、いろいろなところで、活用事例とし
まして地域住民への無償配布、堆肥会社への売却とお答えさせていただきました。1トンの
単価も500円程度と話させていただきました。他自治体の例を聞きましたが、いずれも堆
肥の需要が弱く困っているということをお聞きしています。

また、汚泥再生処理センターの建設は大規模な行財政投資を要しますので、そこで資源化
され製造される堆肥は、受益者負担の原則に従い、売却し、収益を得ることが望ましいので
すが、これまでの検討結果ではトン単価が500円程度で、なかなかその需要が図れないと
いうことが分かっております。

堆肥の需要を案じて、し尿処理施設基本計画の委員会では、最終会議で、今後の農政部門
も含め市町と組合が連携、協働して組合圏域での堆肥化の需要を明らかにし、需要の確保、

具体的な施策を検討する必要があるとしております。

現在、市、町、組合では、先ほどの質問にもあったように酪農家へのアンケート調査などをしながら今後の検討をしていきたいと思っているところでありますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（中山五男） 8番、高野議員。

○8番（高野泉） 需要先の確保というところで、非常に難しい選択に来ていると思いますので、十分に検討していただいて、今後の方向づけ、方針を決めていただきたいと思いません。

3点目の細目について質問を終わります。

細目4点目、計画では令和6年度に建設候補地の選定になっている。その状況と、取得、合意形成について伺いますという細目になっております。こちらについても3月の臨時議会で進捗状況の説明があるというところで理解をいたしました。

最後になりますが、建設に当たり、地域としての防災拠点としての拠点、あるいは避難の受け入れ、備蓄の備えなどを兼ねた防災施設としての機能を取り入れていただくよう要望いたします。また多くの課題はありますが、建設に当たり、住民の理解は不可欠でございます。しかし、建設の老朽化対応については施設の修繕費などの管理費の上昇についても年々負担になっております。また円安、資材高騰など建築費の上昇が見込まれ、災害、故障等により事業継続が困難になりかねないと思われまます。早急に計画を促進いただきますようお願いをして、1項目めの質問を終わりにしたいと思います。

次に2項目めの質問をいたします。消防の充実についてです。消防は地域における防災の要であります。地域の安全や命を守るため24時間体制で仕事をしていることに対し、敬意を払いたいと思います。その中で、消防の充実を図るため訓練等努力をしていると思います。そこで細目2点について伺います。

細目1点目、消防ドローンの活用は令和5年度に導入され、活用に向けて日々訓練をしているかと思えます。その中でドローンの活用について具体的な計画と、今後の人材育成について伺います。

○議長（中山五男） 川俣組合長。

○組合長（川俣純子） 消防の充実について、1つ目の質問にお答えいたします。

現在、消防本部では2機の無人航空機・ドローンを配備しておりますが、その運用に関しては無人航空機運航管理要領を策定しまして、各種災害における被害軽減や調査、更には防災訓練などに有効的に寄与できるよう運用しているところであります。

ドローンの活用状況ですが、令和6年7月の運用開始から現在までに、災害現場への出動は9回、防災訓練などの訓練には6回ほど出動しております。そのほか、日常は有資格者の職員により、署敷地内において技能維持のための飛行訓練を実施しております。

ドローンの運航要員については、現在、有資格者の職員2名を配置しておりますが、今後、更なる円滑な現場運用と安全な運航体制の確立のため、有資格者の職員を指導者として、運航要員の育成・確保に努めていく所存でありますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（中山五男） 8番、高野議員。

○8番（高野泉） 訓練の状況を伺いました。

現在、担当は2名配置をされているということですが、その配置については烏山の本署のほうに2名ということであると思います。那珂川の分署について配置をする考えはあるのでしょうか。2名ということで、さらに技能を増やす、即対応できるような体制をとるような配置を考えているのでしょうか。

○議長（中山五男） 予防消防課長、佐藤君。

○予防消防課長（佐藤栄一） ただいまの高野議員の質問にお答えいたします。

今後は、定期的な飛行連携訓練を重ねまして、より一層安全運航のための知識、操縦技能の維持管理、向上に努めるとともに、継続的な運航体制を確立するため、運航員の養成計画をこの後策定しまして、年度ごとの職員配置状況を勘案して、運航要員の確保に努めてまいります。

また、今年度12月に国家資格の取得試験がありまして、本部2名の職員が受験いたしました。国家資格で技能証明書というんですが、ドローン操縦の国家資格は免許ではなくて技能証明書で、2名ともめでたく合格しまして、有資格者2名を配置しているところでございます。

また、1号機が令和6年2月に配備となっております。こちらが現在までに35回の飛行訓練を行いまして、時間的には25時間の実績を持っております。また、令和6年6月に、1号機よりちょっと大きい2号機ですが、こちらもち計6回、時間にして6時間の飛行実績を

持っております。先ほど組合長の答弁にありましたように、災害出動が9回、また防災訓練等で6回出場しまして、実績をつくっております。

これからも、その2名の有資格者が指導者となりまして消防署の敷地内で訓練を積みますが、ドローンの操縦士になれるということなので、今後人数を増やしていったら、後々には議員のおっしゃるように、両方の署で運用できるように努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中山五男） 8番、高野議員。

○8番（高野泉） ドローンの活用、運用について、また育成ということで大きな成果があったということが分かりました。今後についても訓練をお願いしたいと思います。

その他、スキルの向上として消防業務の中の様々な資格の取得や訓練が必要と思われる。ドローンだけではなくてその他のスキル向上に向けた人材育成にどのように取り組んでいるのか、お願いいたします。

○議長（中山五男） 予防消防課長、佐藤君。

○予防消防課長（佐藤栄一） ただいまのご質問にお答えいたします。

消防職員がやっている訓練といいますと、いろいろここでは言えないような数あると思うのですが、主なものを報告します。

まず、消防職員であれば火災、救急、救助の実働訓練。各所属によりましては朝勤務にしまして、勤務交代になりましたらすぐに自分たちで想定をした出動訓練等もやられておりますし、昨年度より、今年も令和7年1月に那珂川消防署、那須烏山消防署の両方、3係ずつあるので、計6回なんですけど、消防長の査閲訓練を実施しております。この訓練の内容は、自分たちの係で想定した救急、救助、火災、いろいろな災害を想定しての訓練の査閲が実施されております。

次に水難救助訓練ですが、これは那須烏山消防署に潜水隊を17人確保しております。これも併せまして救助ボート等の訓練を毎年、警察合同の訓練として実施していますし、また、今年度は県警の機動隊との合同訓練も実施しております。そのほかに栃木県消防防災航空隊と連携の訓練等、もろもろの訓練を実施しているところであります。

潜水訓練でありますけど、那須烏山消防署の敷地内にウォーターハザード施設が設置されていますので、そこの施設と、消防学校にあります潜水施設又はプール、そして、先ほどの

水難救助訓練のような河川を使った訓練を日々実施しております。

また、消防学校に燃焼室という施設があるんですが、そこの中を燃焼させまして、250度の熱気を体験する訓練も、今年、那須烏山消防署、那珂川消防署全署実施しております。

あとは、非番の職員の招集訓練も定期的に行っていて、今年は大々的に令和6年6月24、25の2日間にかけて、消防本部、消防署におきまして、BCP対応訓練ということで実施しております。

浸水等に伴う代替庁舎への移転訓練ということで、今あります那須烏山消防署、那珂川消防署から業務が継続できますように、車を半分に分けましての対応訓練等も実施しておりますので、今後とも、いつ起こるか分からない災害のために訓練に励んでいきたいと思いません。

以上です。

○議長（中山五男） 8番、高野議員。

○8番（高野泉） 様々な訓練、あるいは、スキル向上に向けた資格の取得ということで取組のほうはよく分かりました。その中でBCPを対応していると。事業の継続ということは、非常に危機管理をやる中では重要な位置づけになりますので、継続して、あるいは見直しも含めて実施をしていただきたいなというふうに思います。

細目1点目の質問を終わります。

細目2点目の質問をいたします。住宅などの財産だけでなく命までも奪う恐ろしい火災、住宅火災によって毎年約900人の方が亡くなっております。その半数が逃げ遅れによるものです。また、亡くなった方の約75%を65歳以上の高齢者が占めているということです。

住宅用火災警報装置が義務化された背景には、逃げ遅れによる死者数の多さが一つの要因であるということであります。さらに今後、高齢化が進むことを考慮して、住宅用火災報知器が必要だと考えられるようになりました。

そこで、家庭用火災警報装置の設置については、現在、2006年6月に新築住宅への設置の義務化はされました。既存住宅にも順次義務化が進み、2011年の6月までには全ての住宅が対象となった。そこで、管内の設置状況についてお伺いいたします。

○議長（中山五男） 川俣組合長。

○組合長（川俣純子） 2つ目の住宅用火災警報器の質問にお答えいたします。

住宅用火災警報器の設置率につきましては、令和6年6月1日現在のデータではありませんが、全国で84.5%、栃木県が81.9%、南那須管内では86.0%であります。当管内は、全国、栃木県の設置率より若干高い数値でございますが、まだまだ設置されていない住宅があります。

消防本部としましては、啓発用の横断幕の設置や、設置促進チラシの全世帯配布、各種広報媒体を活用した広報活動など、今後も継続してまいり、設置率の向上のために効果的な啓発活動に努めてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（中山五男） 8番、高野議員。

○8番（高野泉） 設置率の説明をいただきました。全国平均が84.5%ということで高い状況にあると考えられます。それに対して栃木県は81.9%ということで低い、ただし、南那須地区広域行政事務組合、消防本部の設置率が86%ということで、非常に高い数値ということで安心をしたところでございます。さらなる設置率の向上に向けて活動のほうをお願いしたいと思います。

そこで、火災警報装置の設置から10年以上経過すると劣化するということがあります。10年を目安に本体を交換することが望ましいですが、点検、設置、交換などの支援についてはどのように考えているか、お伺いいたします。

○議長（中山五男） 予防消防課長、佐藤君。

○予防消防課長（佐藤栄一） ただいまの2点目の質問にお答えいたします。

2011年6月に全体義務化になって、現在だと14年ぐらい経過しております。なので、設置義務化になって当初につけた機器にありましてはもう10年が過ぎていきますので、何らかのアクションが起きていると思うんです。まずは電池切れになります。そうすると、何にも煙がないのに、ピーピーと音がしていたり、点検ひもを引くと電池切れですとかいう機能がついているものもあるんですが、現在では、86%ではやっぱり100%を目標にしているものですから、設置促進に合わせまして、そちらの機器の交換のほうも併せて住民にいろいろな媒体、いろいろな機会を利用して呼びかけはしております。

ですが、今インターネット等で電池だけでも売っていると思うんですが、国の推奨が10年

がたちましたら、機器本体、全体を交換してくださいよという推奨なので、消防本部としましても、電池だけで安価に済ませるのもありだと思うんですが、ついていないよりはいいと思うんですが、国の推奨どおり本体の交換ということで、ある程度、一番私が思うに、消防訓練等に行きまして、特に小中高校生になどにそのお話をしますと、自宅に持って行って、親とか、じいちゃん、ばあちゃんとかの話になって、また、うちの機器も交換時期かな、点検ひもを引いたら電池がありません。これでは本来火災になったときに鳴らないということで交換になっていくということで、小中高校生の学生に向けた呼びかけが有効だと私は思っております。

また、この義務化の当初に、那珂川町さんで行った事案などは、事例ですが、とてもよかったなと思っているんですが、女性防火クラブが展開した共同購入、これがあって今のパーセンテージがあるのかなというのも、私、予防課は長いんですが、義務化になった当初、予防課にいたので、その共同購入事案がよかったのかなと思っているのが1つと、もう一つ、那須烏山市のほうでは、消防署のほうで毎年1回、独り暮らしの高齢者宅の防火診断に歩いています。那珂川消防署も歩いていますが、市のほうの給付事業ということで毎年30個ぐらいをお預かりして、独り暮らしの高齢者宅に出向いて防火診断を行います。住宅用火災警報器はついてますかと。ついていないですというところには、後に申請書を書いてもらって、市に提出をする給付事業ということで数年実施した経緯があります。

なので、今70歳以上の独り暮らしの高齢者宅の防火診断に歩いているんですが、そちらのほうの設置率はかなりいいのかなと思っていますので、今後とも何かいい方法があれば、議員さんのほうからもご提起いただきまして、消防本部としましても、100%を目指して設置促進に努めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中山五男） 8番、高野議員。

○8番（高野泉） 啓発活動の中で設置の説明とか、あと中学生、高校生、学生の方に聞いていただくと。あと、婦人防火クラブということで、非常に設置率が高いという理由が分かりました。さらなる設置率の向上に向けて活動のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。警報装置は住宅火災での一つの対策になります。ほかにも出火防止、あるいは延焼防止などの対策も併せて周知のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、2項目めの質問を終わりにしたいと思ひます。

続きまして、3項目めの質問をいたします。女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画が令和3年4月に第19条に基づき、南那須地区広域行政事務組合長が策定し、組織全体で

継続的に女性職員の活躍を推進するために策定をされました。この計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間としております。

本計画の策定、変更、本計画に基づく取組の実施状況、数値目標達成の点検、評価等について、次の細目5点についてお伺いいたします。

また、活躍状況については、南那須地区広域行政事務組合における女性活躍状況の公表ということで、令和6年7月ということで公表はされております。女性職員の推進に向けた目標を達成するための取組がなされる中で評価されておりますが、目標を達成しているものはさらに向上を目指して、達成されていないものについて、今後どのように取組を行うかについて伺います。

細目1点目、管理地位への女性職員の登用、一般事務職員の女性管理職の登用状況についてお伺いいたします。

○議長（中山五男） 川俣組合長。

○組合長（川俣純子） 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画は、女性の職業生活における活躍の推進に係る法律に基づき、平成28年度に最初の計画が策定されました。計画期間である5年ごとに更新をされ、現在の計画は、ご質問のとおり令和3年度に見直しの上、策定されたものであります。また、取組状況については、毎年度、組合ホームページ等で公表しております。

議員ご質問の（1）の女性職員の管理的地位への登用状況及び一般職の女性管理職の登用状況については、まず、管理職とは、事務職、消防職にあつては主幹以上の職、病院においては各診療科長、看護師長以上の職となっております。

令和6年度の組合全体の状況につきましては、管理職員37名のうち女性職員9名でありまして、割合としては24.3%であります。そのうち、一般事務職、事務局、保健衛生センター、病院総務課においては、管理職5名のうち2名が女性ですので、割合は40%となっております。

女性管理職の登用に関しましては、計画に目標値が設定されておきませんが、組合の事業の性質上、部署によって女性職員の数に大きく違いがありますので、組合全体一律の目標を設定しておりません。

消防では管理職14名のうち女性職員は0名のため0%です。また、病院では管理職20名のうち女性職員は8名で40%となっております。

消防で職員の96名のうち女性の消防吏員は2名で、割合にしますと2.1%、病院では

職員201名のうち160名が女性であり、割合は79.6%でありますので、こうした状況からも女性管理職の登用に一律の目標を設定しておりません。

政府は、府省庁の女性管理職割合の目標を30%としております。また、構成市町である那須烏山市では30%、那珂川町では40%と目標設定していることは承知しており、当組合としましても、事務職員につきましては、同程度の目標が適当であると考えております。

先ほど申し上げましたが、令和6年度においては一般事務職の職員、女性管理職の割合は40%であり、市町の目標水準には達しておりますが、今後も同程度の水準を維持していけるよう、人材育成を行いながら、女性職員の採用と管理職への登用を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（中山五男） 8番、高野議員。

○8番（高野泉） 女性職員の登用ということで、現在の取組状況と割合ということを理解いたしました。

続いて、細目2点目の質問をいたします。男性職員の育児休暇等、育児休業取得促進及び男性の産休取得率80%以上を目標としているが、現在の状況をお伺いいたします。

○議長（中山五男） 川俣組合長。

○組合長（川俣純子） ご質問の男性職員の育児休暇の取得状況について、お答えいたします。

令和7年2月時点の状況としましては、対象職員7名のうち育児休暇取得は3名で、取得率としては43%、取得期間の内訳は、2週間以上1か月未満が1名、1か月以上半年未満が2名となっております。

男性の育児休暇の目標値は、国において令和7年度までの目標が50%としておりますが、組合におきましては、男性職員の育児休暇取得率は年々上昇傾向にあり、目標値に近づいていると言えます。今後もさらなる取得率の向上に努めてまいります。

また、育児休暇とは別に、いわゆる男性の産休と呼ばれる配偶者出産特別休暇及び育児参加特別休暇につきましても、対象者7名のうち取得者が5名の取得率であり、71.4%となっております。組合の計画目標の80%に近い水準ではありますが、今後も達成に向けて努めてまいります。

なお、対象者7名の内訳ですが、消防職員が6名、病院の医師が1名であります。

職種によって取得しにくい場合もありますが、少しでも男性職員が取得しやすい環境づくりのために、対象職員だけではなく、広く組織全体に制度の周知を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（中山五男） 8番、高野議員。

○8番（高野泉） 取得状況はよく分かりました。71%ということで目標に対して非常に高い数値で取り組んでいるということが確認を取れました。また、職種によって取りやすい、取りづらいという状況もございますので、そのところも配慮しつつ、推進のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、細目3点目の質問をします。超過勤務時間の削減状況について、超過金勤務の上限は月30時間、年間360時間を超えて勤務をさせないことを目標としておりますが、現在の状況をお伺ひいたします。

○議長（中山五男） 川俣組合長。

○組合長（川俣純子） 超過勤務時間の状況についてお答えいたします。

令和6年度の状況につきましては、年度途中でございますので、令和6年4月から令和7年1月まで、10か月間の集計を基にご説明をさせていただきます。1か月当たりの平均は一般会計事務職が1.3時間、消防職で3.8時間、病院で看護師5.5時間、技師が5.2時間、病院事務が6.2時間、看護助手が0.6時間となっております。月30時間を超えて勤務した職員はゼロでございます。

なお、令和5年度の実績におきましては、7名の職員が月30時間を超えて勤務しており、内訳は病院の技師が2名、病院事務職が5名となっております。病院事務職、特に医事課におきましては、毎月の診療報酬請求事務の診療報酬改定時の事務が繁忙となっております。超過しやすい原因となっております。年間360時間を超えての超過勤務を行っている職員はゼロでございます。

また、令和5年度より医事課職員1名を増員し、業務の軽減化を図っております。

組合においては、消防、病院自らの裁量で業務を調整しにくい他律的な業務に従事する職員が大半を占めておりますが、職員の心身の健康等を考慮しながら、今後も業務の効率化や分業化を進め、超過勤務時間の減縮に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（中山五男） 8番、高野議員。

○8番（高野泉） 超過勤務を超えている方はいないということで、7名の方については勤務時間を若干超えている、この中の対策として、今、組合長が答弁されました人員の増強と業務の効率化を図っているということの答弁をいただきましたので、了解をいたしました。

続いて、細目4点目、年次休暇取得については、職員1人当たり年次休暇の取得日数15日を目指しているが、取得の状況についてお伺いいたします。

○議長（中山五男） 川俣組合長。

○組合長（川俣純子） 年次有給休暇の取得状況についてお答えいたします。

直近で令和5年度の実績となりますが、平均取得日数が一般会計事務職で12日、消防職で16日、病院の医師で1日、看護師で11日、技師で13日、病院事務職で7日、看護助手で9日となっております。令和5年度の職員全体の平均取得日数は12日であります。計画目標である1人当たりの年間取得日数は、15日を達成しているのは消防のみとなっております。

また、取得日数が5日未満の職員の割合は、一般会計事務職では53.8%、消防職はゼロ%、病院医師では86%、看護師は2.3%、技師はゼロ%、病院事務職で9.5%、看護助手でゼロ%、職員全体としては8%でした。

課題として、時間単位での取得が多く、1日若しくは半日など、まとまった単位での取得が少ないことが挙げられています。今年度は職員宛てに通知し、1日ないし半日の取得を呼びかけたところであります。

職種にもよりますが、年次有給休暇の取得状況は職員間で大きな差があるため、休暇を取得しやすい環境づくりを目指して、今後も働き方改革に取り組んでまいりたいと思います。ご理解のほどお願いいたします。

○議長（中山五男） 8番、高野議員。

○8番（高野泉） 取得率の向上を目指している取組が分かりました。厚生労働省が策定した過労死等防止対策大綱によりますと、年次有給休暇の取得率を令和7年度までに7

0%を目標として掲げておられます。行政組合も取得率の向上に向けて、さらに取り組んでいただきたいと。それと、職種によって非常に取得が取りづらいというような職種もありますので、そこは創意工夫といたしますか、改善を行って、ぜひ取得しやすい職場環境づくりに徹底して行っていただければと思います。

それと、管理職が率先して年次休暇取得の促進のために、計画的な付与制度だったり、取得促進のための取得状況に応じて個人調整というのもありますので、ぜひ管理職の管理のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

細目4点目は終わります。

最後になりますが、細目5点目、女性消防吏員の採用は令和7年度までに女性消防吏員の比率目標を5%としているが、現在の状況について伺う。

先ほど2.1%というふうに答弁いただいておりますので、これについては、状況のほうは分かりました。その2.1%なのですが、昨年8月1日に施設見学で那須烏山消防署、本署のほうを見学させていただきました。そのときに女性の採用について、環境についての設備のほうを整っているという状況は確認をしております。

女性消防士の採用に向けて何かやっている状況、改善をするとか、取組状況というのが何かありましたらお願いします。

○議長（中山五男） 消防総務課長。

○消防本部次長兼総務課長（加藤勇） 女性の登用ということで何か取り組んでいるかということで、ご存じかとは思いますが、当消防本部は近隣の消防に比べて金銭面、また環境面は有利なところではございません。なので、募集を増やすというところに重きを置いて活動していかなければいけないと思います。

なので、まずはうちの消防の魅力、こちらの発信に力を入れて、SNSであるとか、広報紙であるとか、あらゆる媒体を使って、そちらを発信しております。あわせて、見ていただいた女性の施設ですが、そのようなものの中身も発信しております。

○議長（中山五男） 8番、高野議員。

○8番（高野泉） ありがとうございます。女性の活躍に向けては、消防庁の中で活躍推進アドバイザーの派遣制度というのが消防庁のほうにあると思います。そちらのほうを活用して女性の活躍の意義とか、人事配置上の配慮とか、効果的な方法などの具体的な助言を

してもらふことをお勧めいたします。

最後になりますが、組織全体で現在の状況を共有して、目標達成に向けて推進のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、質問のほうを終わりにしたいと思ひます。

○議長（中山五男） 8番、高野泉議員の質問が終わりました。これで一般質問は終わりました。

以上で、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。本日の会議を閉じます。

これもちまして、令和7年第2回南那須地区広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

[午後4時31分閉会]